

平成30年 9 月 5 日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 番 | 大 坪 | 久美子 | 14番 | 吉 田 | 達 志 |
| 2 番 | 橋 本 | 正 敏 | 15番 | 寺 尾 | 高 良 |
| 3 番 | 田 中 | 栄 一 | 16番 | 栗 原 | 吉 平 |
| 4 番 | 堤 | 康 幸 | 17番 | 樋 口 | 良 夫 |
| 5 番 | 高 橋 | 信 広 | 18番 | 三 角 | 真 弓 |
| 6 番 | 小 川 | 栄 一 | 19番 | 井 本 | 政 弘 |
| 7 番 | 石 橋 | 義 博 | 20番 | 中 島 | 富 定 |
| 8 番 | 伊 井 | 渡 | 21番 | 森 | 茂 生 |
| 9 番 | 牛 島 | 孝 之 | 22番 | 栗 山 | 徹 雄 |
| 10番 | 萩 尾 | 洋 | 23番 | 井 上 | 賢 治 |
| 11番 | 角 田 | 恵 一 | 24番 | 松 崎 | 辰 義 |
| 12番 | 服 部 | 良 一 | 25番 | 樋 口 | 安癸次 |
| 13番 | 中 島 | 信 二 | 26番 | 川 口 | 誠 二 |

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|----------|---------|
| 事 務 局 長 | 古 賀 安 博 |
| 事務局参事兼次長 | 秋 山 勲 |
| 書 記 | 坂 本 裕美子 |
| 書 記 | 中 園 弘 一 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | |
|---------|-----|-----|----|
| 市 | 長 | 三田村 | 統之 |
| 副 | 市長 | 中園 | 昌秀 |
| 副 | 市長 | 鎌田 | 久義 |
| 教 | 育長 | 橋本 | 吉史 |
| 総 | 務部長 | 石井 | 稔郎 |
| 企 | 画部長 | 井手 | 勇一 |
| 市 | 民部長 | 松尾 | 一秋 |
| 健康福祉部 | 長 | 坂井 | 明子 |
| 建設経済部 | 長 | 松延 | 久良 |
| 教 | 育部長 | 永溝 | 弘幸 |
| 総 | 務課長 | 野田 | 勝広 |
| 財 | 政課長 | 田中 | 和己 |
| 企画政策課 | 長 | 馬場 | 浩義 |
| 地域振興課 | 長 | 平 | 武文 |
| 観光振興課 | 長 | 井上 | 啓時 |
| 税 | 務課長 | 丸山 | 隆 |
| 都市計画課 | 長 | 原 | 寿之 |
| 林業振興課 | 長 | 若杉 | 信嘉 |
| 社会教育課 | 長 | 山口 | 昭弘 |
| スポーツ振興課 | 長 | 池田 | 孝治 |

議事日程第4号

平成30年9月5日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 森 茂 生 議員
- 2 石 橋 義 博 議員
- 3 橋 本 正 敏 議員
- 4 小 川 栄 一 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。昨日、台風21号が関西地方を襲来し、大変な被害が発生をいたしております。この場をかりて、お亡くなりになられた方々もいらっしゃいますので、御冥福をお祈りしたいと思いますし、被災を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。八女市議会といたしましても、今後さらなる義援をやっていきたいと思いますので、議員各位の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

お知らせいたします。お手元に橋本正敏議員要求の資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

おはようございます。21番森茂生でございます。さきの発言通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、1番目に税務行政についてお尋ねをします。

市税などの滞納額は、合併後、平成25年まで10億円以上ありましたけれども、平成26年度より10億円を切り始めまして、昨年度の平成29年度には630,000千円まで減少しております。これも担当職員の皆さんの努力の成果だと思っております。しかしながら、その反面、財産の差し押さえもふえ続けております。平成29年度には640件と、これまで最高の差し押さえ件数となっているのも現状であります。

財産の差し押さえ及び納税の緩和策がどのように行われているのか質問を行います。

2番目に、林業、森林についてお尋ねをします。

今年度より、今度動き始めます森林経営管理法及び森林環境税について、どのように考えられているのか質問を行います。

3番目に、バイオマス発電についてお尋ねします。

バイオマス発電の取り組みの現状と今後の見通しについて質問を行います。

詳細につきましては発言席にて質問を行いますので、よろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、税務行政についてでございます。財産の差し押さえ及び納税の緩和策についてお尋ねでございます。預貯金及び年金などの差し押さえはどのように行っているのかという御質問でございます。

預貯金及び年金などの差し押さえについては、金融機関などへの調査結果に基づき、それぞれの内容を十分確認した上で実施しております。

次に、搜索し差し押さえする場合の考え方はどうかというお尋ねでございます。

税金の滞納整理業務の中で、幾度となく催告書などを送付しても納付や反応がない方については、財産調査を行った上で債権などの差し押さえを執行しますが、その調査でも財産を発見できないときは、差し押さえるべき財産の発見などのために、やむなく搜索を実施する場合があります。

今後とも、搜索などの滞納処分に至る前には、できるだけ接触を持ちながら、納税相談や実態調査などで滞納に至った経過や現状を把握するなど、きめ細やかな対応に努めたいと考えております。

次に、滞納処分の執行停止の考え方はどうかということでございます。

財源確保と納税者の公平性を保つために、財産の差し押さえを行いながら滞納者数、滞納額の縮減に努めておりますが、滞納処分の対象となる財産がない方や、滞納処分をすることにより生活が著しく困窮される方については、実態調査や財産調査を十分に行った上で、地方税法の規定に基づく滞納処分の執行停止が必要であると考えております。

次に、林業、森林についてでございます。

まず、森林経営管理法・森林環境税の考え方についてでございます。

森林経営管理法における制度につきましては、森林所有者に意向調査を行い、所有者がみずから管理できない森林について、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営者につなぎ、林業経営の集積・集約化を進めていくこととなっています。また、自然条件が悪く、林業経営に適さない森林などについては、市町村がみずから管理を行うこととされております。

本市としましては、今後、国から示される運用の方法などを注視するとともに、今後の動向も踏まえて、平成31年度からの実施に向けた体制や取り組み方法、また、公的な経営管理を行うための基準などについて協議、検討を行ってまいります。

また、森林環境税（仮称）につきましては、都市・地方を通じて、国民一人一人がひとしく負担を分かち合っ、て、国の森林を支える仕組みとして創設されたもので、森林環境譲与税（仮称）として市町村などに譲与されることとなっています。

この使途につきましては、森林整備や森林経営管理制度による経費並びに人材育成・担い手の確保、そして、木材利活用の促進などに充てることのできるため、適正な森林整備に有効な活用を検討してまいります。

次に、バイオマス発電についてでございます。

まず、バイオマス発電の取り組み状況と今後の見通しについてでございます。

未利用の森林資源を燃料とするバイオマス発電の事業化に向けて企業誘致を推進することは、森林環境の保全や林業の振興を図るための大きな手段であると考えています。

今年度は、7月に八女市木質バイオマス発電協議会を開催し、建設候補地と発電の規模や方法など発電予定事業者による方向性を確認したところです。

今後は、発電事業予定者が建設候補地における造成費用や建設費用を算出し、その後の運営方法などを含めた事業の採算性を検証する予定です。その結果をもとに、協議会において検討される方針や決定事項を踏まえて、木質バイオマス発電の事業化実現のための取り組みを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（森 茂生君）

まず最初に、預貯金及び年金などの差し押さえはどのように行っているかというところをお尋ねしますが、答弁では、金融機関への調査結果に基づき、それぞれの内容を十分把握した上で実施しているということですが、私がお尋ねしたかったのは、金融機関へどのような方法で調査を依頼し、あるいはお願いをし、向こうから——金融機関からどうという格好で返事が来て、それに対してどのような判断をされて、最終的に差し押さえとなる

かと思えますけれども、その内容をお尋ねしているわけです。少し細かいところまでお尋ねするかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

資料の請求をお願いしましたけれども、今回は出せないということですので、口頭でお尋ねしますので、よろしくお願いします。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えをいたします。

ただいまの議員の御質問でございますが、金融機関への照会についてどのようにやっているかということでございますが、これにつきましては、国税徴収法の中の規定に基づいて、銀行であるとかJAさん、それから、ゆうちょのほうに文書でもって照会をさせていただいております。それに対して、貯金通帳の写し等も含めて回答いただいて、お金の流れというものを精査しまして判断をしているという状況でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ただ単に残額が幾らありますじゃなくして、本人さんの通帳にずっと明細が書いてありますけれども、その通帳の明細が送られてくるということですね。

例えば、何カ月分とかあるかと思えますけれども、短期間ではなく、ある程度とったほうが金の出入りはわかるかなと私は思えますけれども、最低何カ月分ぐらいの写しが送られてくるのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

通帳のお金の流れという意味では、3カ月ほどのお金の流れということを確認して、内容を検討していくということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

一般的には最低でも3カ月ぐらいは確認するようにと言われているかと思えます。

そのお金の流れの中で、差し押さえ禁止財産、例えば、子ども手当だとか年金だとか、わかるかと思えます。それでは、例えば、年金だけ振り込まれていた場合はどのようなことで差し押さえをされているのか、あるいは年金だけなら差し押さえはしないのか、そこら辺のところはどうされているのか、お尋ねします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

今、御質問の中で、手当関係と年金の御質問かと思えます。まず、年金におきましては、当然比較的多く年金をもらわれてある方もいらっしゃいますし、国民年金等でぎりぎりの状

態で生活をされている方がいらっしゃると思いますけれども、通帳の中身を精査するに当たって、ぎりぎりの国民年金しか収入がない方については、当然そういった配慮を行って差し押さえについては行っていくということでございます。

それからもう一つ、手当の関係でございますが、児童手当もしくは児童扶養手当のみの通帳であるとか、そういったことについては差し押さえは行っていないところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

平成29年度、預貯金の差し押さえだけでも377件行われております。給料だけでも93件。給料は、もう給料そのものですので、直接行くかどうかして会社か何かから直接押さえてあるんだろうと思います。しかし、その給料も振り込みの場合も当然あります。あるいは年金も振り込み、いろんなものがごっちゃになって、出入りが相当入り乱れて預金通帳そのものが非常にわかりづらい部分もあるかと思えます。

そういう場合、例えば給料だと、民事執行法では4分の1しかだめですよとなっています。しかし、国税徴収法ではまた違った計算方法を行います。ですから、年金の場合も民事執行法では差し押さえ禁止財産です。しかし、例外規定がありまして、税金を徴収する場合は差し押さえしていいという規定があります。しかし、全部が全部押さえていいではなく、いわゆる給与の規定に基づいて年金の場合は差し押さえしていいですよとなっているかと思えます。それなら、きちっと法に基づき、間違いなく法を——これ、私たちは見るできないわけです、当事者同士でない。

それで、あとは信頼関係の問題かと思えますけれども、ちゃんと法にのっとして差し押さえなんか、特に預金通帳は押さえられていると思ってよろしいのでしょうか。間違いなく法に基づいて行われているか、確認します。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

給与等の差し押さえの禁止事項の件だろうと理解をしておりますけれども、この差し押さえ禁止事項には、生活保護法における生活扶助の基準となる金額ということございまして、1カ月ごとに1人100千円、それから、生計を一にする配偶者であるとか、その他親族がある場合につきましては、1人につき45千円の加算をした額が禁止額になっております。それから、プラスして所得税であるとか住民税、それから、社会保険料、これらの額を合計しまして給与から差し引いた金額の20%を加算した金額、これが差し押さえ金額ということになっておりますので、これについては、これを遵守して行っているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

これは、ことしの3月8日、福岡県議会において小川知事がこう答弁されております。毎年実施している市町村担当職員を対象とした研修会において、差し押さえ禁止の基準を示しながら、市町村において適切な滞納処分を行うように助言をしておりますということで、もったもなことですけれども、これは法律が変わったわけではありませんので、以前から内容は変わっておりません。しかし、ことしになって、改めてまたこのような通知を各市町村に出している。これはなぜかという、余りにも法を無視した差し押さえが横行しているから、このような通知をまた再度出していると思っております。

そのとき、八女にも当然資料が来ているかと思えます。これは国から県の担当者に配られた文書ですけれども、恐らく同じものが来ているかと思えます。その中に、先ほど言われましたように、給与等の差し押さえ禁止の基準というのがあります。それは、先ほど言われましたように、一月、社会保障費あるいは税金なんかを引いた手取りの額に100千円を引いた額——1人の場合。先ほど言われましたように、配偶者が1人いれば45千円プラス、扶養がもう1人おれば、また45千円足して190千円まではだめですよというくだりであります。

だから、もしそれより下の金額、例えば1人世帯で100千円に達しない金額しか通帳に入っていなかった場合、差し押さえはしていないということですね。それを差し押さえすると法に違反すると私は思っております。その点の確認をします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、給与の差し押さえ等につきましては、お勤め先のほうに照会をかけて、そして差し押さえのほうをさせていただくという流れになりますけれども、今言われましたように、禁止額を計算してはじいた金額、それ以下の収入の給与であれば、当然差し押さえについてはできないということで理解をしておりますので、その点については行っていないということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

税務課長になられて、4月からですので以前のことはおわかりになられないかもしれませんが。しかし、これは以前のものを持ってきました。

五、六年前の話ですけれども、ある人の通帳の写しを取らせてもらいました。この人の場合、4月15日に社会保険庁より104,466円入金があっております。そして、2カ月に1回ですので、6月15日、社会保険庁より104,033円入金があっております。すると、今度は8月15日に社会保険庁より同じ金額で104,033円入金があっております。2カ月に1回ですので、一月にすれば50千円ちょっとぐらいの金額である。そして、8月28日の残高が79,206円であった。すると、8月31日に79,206円そっくりそのまま八女市から差し押さえられておりま

す。残高がゼロです。これは現に行われているわけです。それはもう過去ですので、最近は知りませんよ。知りませんけれども、現実的にこのような差し押さえが行われております。

この方はすぐ抗議に行かれて、係の方が何と言われたかという、そのいきさつをここにメモしてあります。「財産の差し押さえですので、預金を差し押さえたのです」と係の方が言っております。そして、「預金は財産ですので差し押さえできます。年金なんて知りません」と言われております。見ればわかるでしょうもん云々とかになっておりますけれども、いろいろやりとりのあった後、わかりましたということで、9月15日、差し押さえ解除通知ということで79,206円そっくりそのままお返しをされております。抗議に行ったから恐らく戻されたんだろうと思いますけれども、そのまましとったら、恐らくこれが続く、戻さずに終わっているかと思えます。

現にこのような差し押さえが行われております。このような差し押さえは、先ほどの通知から、あるいは法的にいても私は違法と思います。どう思われますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えを申し上げます。

年金収入者の方の差し押さえにつきましては、先ほども申し上げましたが、収入的にかなり低い年金の方につきましては、内容について十分検討しながら差し押さえをするのかしないのかというところも考慮して行っておりますけれども、本来でいくと、今、議員言われたような状況になれば、差し押さえすることはちょっと厳しいのかなという感じではいるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

厳しいぐらいですか。ここに書いてあるのは、差し押さえすることはできないんですよ。厳しいじゃなく、法的にできないんでしょう。差し押さえすると違法になるんでしょう、確認します。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

国税徴収法の中で規定をされております禁止事項につきましては、あくまで給与等の差し押さえ禁止事項ということでございまして、給与を差し押さえる際の先ほど申し上げました100千円であるとか45千円、それから、社会保険料、税の関係、こういったものを明記されておるというところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

全然答えになっていないじゃないですか。

国税徴収法では、年金といえども税金滞納した場合は差し押さえをいいとなっております。ただし、給与と同じような取り扱いですよと書いています。ですから、先ほど言ったように、給与も1人の場合100千円以下はだめです、年金も当然1人の世帯で100千円以下はだめということになります。ちゃんと通知も100千円以下は差し押さえをすることができないと通知されております。当然、国税徴収法もそうとなっております。はっきり言ってください、できるかできないのか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

国税徴収法の第76条の中には、「給与の差押禁止」ということで、先ほど申し上げたような禁止事項が記載をされておるといことです。

それから、年金等の預金の差し押さえにつきましては、最初申しましたが、多い収入を得られてある方、それから、少ない方や、いろいろいらっしゃいますけれども、その預金の差し押さえについては、中身の状況、3カ月ほどの入金、出金の状況をしっかりと吟味して、そして、検討しながら対応しているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○21番（森 茂生君）

全然答えになっておりません。

そしたら、ちょっと変えますけれども、この場合、年金が一月に50千円幾らです。それ以外は全くありません。そうした場合、やっぱり差し押さえしているんですね。ですから、できないならしていないわけでしょう。年金の場合、できるという考え方ですね。だから、逆に言えば差し押さえは今もやっているということですか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

差し押さえについては、年金のみの収入者であっても、3カ月ほどのお金の流れを調査した上で、余力があるというか、そういう場合については当然差し押さえについては行っております。しかしながら、わずかな金額しかないという中で生活をされてあるという場合については、差し押さえについては行ってないというところでございます。

○21番（森 茂生君）

どうも答弁を曖昧にされるから疑いをかけたくなるんですよ。見えないところではそれ以下も差し押さえしているんじゃないかという疑惑が湧くんですよ、はっきり答弁なさないから。はっきり言ってくださいよ。しておりません、するのは違法ですとはっきり言ってください。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

給与の差し押さえにつきましては、先ほど申し上げました国税徴収法の第76条の中でうたわれておりますので、その差し押さえ禁止額の部分も差し押さえた場合については違法ということになるかと思えますけれども、預貯金についての規定がございませんので、その分については、年金の状況に応じて差し押さえをしたり、金額が少なければ差し押さえについては見送りをしているという状況でございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

どうもすっきりしません。もういいです、ここで時間が無駄になってしまいますので、次に移りますけれども、あんまり信用できないという気がしてなりません。

この県からの通知の中で、給与の差し押さえの基準が示されております。その下のところに、滞納処分の停止における生活困窮の基準というのが設けられております、県から来た文書の中に。持ってありますか。どうか短い文章ですので読んでください。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

今、御質問がございました県からの通知文書につきまして、これは厚生労働省のほうから国民健康保険料の徴収業務の流れということで説明があった際の文書かと思いますが、これにつきましては、滞納処分の執行等を行うことによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときについては、滞納処分の執行を停止させることができるということでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

例えば先ほどの例ですけれども、一月に50千円ちょっとの年金収入だけです。ですから、この場合100千円以下ですので、当然差し押さえはできません。しかし、現実的に八女市は差し押さえをしております。

差し押さえができないどころか、滞納処分の執行停止に当たりますよということなんです。滞納処分の執行停止をしたらどうなりますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

滞納処分の執行停止をした場合については、3年間で不納欠損という形になってございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

八女市から言わせれば不納欠損です。滞納している人からすれば、言い方は悪いんですけども、3年間すれば納めなくてもいいと理解されます。3年待たずに、時と場合によって

は即執行停止をかけてもいいですよという規定もあります。ですから、予算決算書の資料の中にも執行停止要件で、ちょっと記憶がないんですけども、相当数、何千万円か執行停止をかけております。いわゆる不納欠損で落としてあるということです。

ですから、この場合、差し押さえするどころか執行停止をかけなさいよと言っているんですよ。そうでしょう、はっきり答えてください。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

執行停止につきましては、当然、滞納処分を執行停止するということでございますので、内容について十分に検討した上で、執行停止については行っているというところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

内容をという余地を残すからいろいろ言いたくなるんですよ。ここに書いてありますように、預貯金の残額が100千円以下は執行停止をかけてよかですよということなんですよ。何もその内容を調べる必要はないんですよ。金額が生活困窮の基準ということで、それしかないなら、もう執行停止をかけなさいということなんですよ。当然そのほかにもあるなら別ですよ。そして、それはあなた方、ずっと調査権ありますので、いろんな面で調べられているはずですよ。そしたら、そっちのほうを押さえられるはずですよ。ないから預貯金に手をつけられる。いろいろ検討するより、預貯金が100千円以下なら執行停止をかけていいですよと言っているんですよ。そうでしょう、違いますか。どうも答弁がすっきりしないんですよ。そうでしょう。

この文書は100千円以下なら執行停止をかけていいですよと言っているんでしょう。調べていろいろせろと言っているんですか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

滞納処分の執行停止ということになりますので、やはりそこは慎重に判断をする必要があります。預金調査等で収入が非常に少ないということであれば、滞納処分の執行停止ということも当然考えられますけれども、やっぱりそういった中には、そこで判断するのではなくて、また搜索等を行った上で財産の有無というのを確認していく。その中で、本当に差し押さえる物件がないということであれば滞納処分の執行停止ということも行っていくということでございます。

○21番（森 茂生君）

どうもよく御理解いただけていないみたいですので、改めてまた次の機会にこの問題を取

り上げたいと思います。

時間の関係で次に行きます。

森林経営管理法の問題ですけれども、これは当初よりいろいろ問題があると言われております。この法律は相当長い法律ですけれども、14の附帯決議がついております。附帯決議が14もつくということは非常に問題があると言われております。

ですから、この森林経営管理法については、いろんなところから、例えば、「現代農業」という月刊誌がありますけれども、7月は特集を組んでこの問題を取り上げております。

ここに衆議院の農林水産委員会で林野庁から配付された資料がありますけれども、こう書いてあります。我が国の森林所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林経営意欲が低いと書いてあります。意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向しないと書いてあるんですよ。そして、左側に、森林経営意欲ということで、意欲が高い16%、意欲が低い84%、これは森林資源の循環利用に関する意識・意向調査というのが行われておりますけれども、それに基づいて、こういう数字が出ております。

しかし、我が党の田村衆議院議員が取り上げておりますけれども、84%という数字はどこから出てきたのかということですが、農林水産委員会に次の資料があります。こうなっているんですよ。全体で123人の回答です、あんまり多い人数じゃありません。経営規模を拡大したい人が18人、経営規模を縮小したいが9人、現状を維持したいが88人、林業経営をやめたい人が8名なんです。この現状を維持したいの88人を経営意欲が低いにひっくるめて公表しているんです。これをひっくるめると84%になるわけです。

ですから、それはおかしいということになって、これは現状を維持したいと答えた人ですよ。それを経営意欲が低い人にひっくるめて資料を提出した。これが問題になって、最終的に林野庁は撤回しました、この表を書き直しました。いわゆる林野庁が、今はやりの捏造なんですよ。こういうことまでして今度の森林経営管理法を通そうとしていたわけです。それで非常に問題があり、この意欲が低い人の中に、主伐の意向しないと書いてあるんです。

主伐というと、ほかの資料ですけれども、もう50年たちますので主伐をやいなさいということです。そして、林野庁長官が、これは別なところで言っているんですけども、人工林の半数が数年すると51年生以上になります。成長した木は主伐が必要となります。今までは間伐で森を育てる段階でしたが、主伐は大量に切って利用していく段階になっておりますということなんです。小規模な所有者が多いと、切った後、造林が必要となる主伐が採算性の問題などで行われず、林業が回っていかなくなりますと言っております。まさにこれは本音だろうと思いますけれども、その考え方に基づいて出てきているのが今度の森林経営管理法です。ですから、主伐の意向しないとというのが75%という数字が出ております。ですから、50年たったらもう全部切いなさいというニュアンスです。はっきりそうは書いていないです

よ。書いていないけれども、そういう意向をにおわせておられます。

それで、ちゃんとした林業経営をやっている人にお尋ねすると、どうも50年というのはおかしいんじゃないかという意見が各地から出ております。50年で全部切ってまた植え直すという考え方がどうなのか、林業振興課長の森林、人工林に対しての考え方をお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

50年での主伐、皆伐等の考え方ということだろうと思いますが、私個人の考え方としましては、やはり森林の環境を今後、保全していく上で、例えば、基本的に50年というのがいいものかどうかというのはそれぞれの考え方で違うかと思えます。私自身は、例えば木が適正に育って行って、財産価値という言い方はちょっと悪うございますけれども、木の活用がうまく今後できていく山とかそういったものについては、これは100年とかそういった長期にわたっての利用というのを考えていくべきではないかというところで思っているところでございます。

あわせまして、例えば山の頂上あたりで、ちょっと言い方は悪いんですけども、かなり荒廃している森林等については、やはり環境面とか災害面でいきますと、50年たっていないなくても、例えば間伐をやって、きのうも言いましたが、複層林化等々を図っていくというところで、その場所の状況で、さまざま伐期につきましては考えていくべきだろうというところで思っているところでございます。

○21番（森 茂生君）

国民森林会議提言委員会というのがあるそうです。専門家が寄って、いろいろ今度の問題について提言をされておりますけれども、この考え方の中に、森林生態学における森林の発達段階というのが出ています。幼齢木、小さい木はおおむね10年くらい。若齢段階、おおむね50年くらいまで。成熟段階、おおむね150年くらいまで。老齢段階、150年以上がそういうふうになるんだ。そして、これからしますと、50年というのはまだまだ若齢木がようやく終わった段階で、成熟木に向かうはざまということだそうです。これがいわゆる林業業界の一般的な常識となっているということをおっしゃっております。ですから、50年前後からようやく成熟木に入り、150年前後まで森林の多目的機能は向上していく、木そのものも成熟していくと関係者は言っております。ですから、50年で切ってしまうと、また植えなくてはならない。そして、またいろんな作業が出てくるということで、かえっていろんな問題が起きてくるのではないかとおっしゃっております。

ことし伊勢神宮のところに行ってきましたけれども、ここは宮域林という、神宮林ともいいますけれども、5,500町歩その神社が持っていますけれども、江戸末期から大正にかけてお伊勢参りで人がどんどん寄ってきたので、木を切り過ぎてほとんど木がないような状態になってしまった。これはいかんということで、きちっと計画を立てて、今、宮域林を育て

ているそうですけれども、ここは全部ヒノキです。そいけん、ようやく一番多い年齢がいったのが90年ということだそうです。

ですから、ここはきちっと実生苗から育てて、よその山林が台風で被害を受けてもこの山林は今までびくともしていないということで、まさに理想の山林がこの宮域林だと言われております。ここではヒノキに1本線、2本線でペンキで印が入っておりまして、2本線入ったのは200年を目指して育てる、1本線はそれ以下でも間引きするという考え方だそうです。ですから、50年というのは非常に短くて、本当の林業あるいは山が成熟するにはまだまだ早過ぎると思われまます。ですから、先ほど言いますように、今度の法律は一気にこの際切ってしまうというのが見え隠れする。

そこで、この法案に対して衆議院の農林水産委員会の参考人質疑で、泉英二さんという愛媛大学農学部の名誉教授の方はこう言ってあります。「究極的には、川下の大型化した木材産業及びバイオマス発電施設への原木の安価な大量安定供給が目的であるとしか思えない」と断言しておられます。そして、「この法案は一旦廃案とするのが望ましい」と国会で証言をされております。私もまさにそのとおりだろうと思えます。

この根底にはバイオマス発電があると私は思っています。大量に必要なから、このような法律をつくって一気に供給体制を整えようと国も動き始めたと言われていているわけです。

今度の法律、市に対していろんな仕事が出てきます。膨大な仕事が出てくると思っております。この法律の中に、非常に強権的な内容が幾つか含まれております。それで、まず林業振興課長として、この法律は大体どういう法律なのか、わかりやすく――御存じでしたら、理解されている範囲で結構ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

私どもがこれまで林野庁からの説明会、それから、県からの説明会等々に参加する中、また、あわせまして資料等をいただく中での法の趣旨といいますところで私は理解しているところがございますが、その法の趣旨が、林業の成長産業化、それから、森林資源の適切な管理の両立を図るために、これは市町村を介して、林業経営の意欲が低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につないでいくと。要するに、管理ができないですよという方に対して、市町村を介して、今度は逆に、例えば集約化、施業を行うための林業経営をこれからやっていきたいという方に、そういった森林の経営管理を任せる。また、それ以外に、例えば経済的に森林経営が成り立たない部分、俗に言う荒廃森林とか、そういった部分については、市町村がそれを受けて経営管理、例えば間伐をやったり手入れをやっていきなさいというところでの法の趣旨というところで理解しているところがございます。

○21番（森 茂生君）

恐らくそうだろうと思います。先ほど言いますように、森林所有者は意欲がないんだという前提で何かつくられているような気がしております。林業経営する人がそのようなことと想定して、森林所有者に責任を持つようにと定めております。できない場合は市町村に委託をなさいと。委託しない人がどうなるかということですが、委託に同意しない所有者には市町村が勧告をする。そして、いろんな手続をとれば、同意したものとみなして市町村が木を切っていいというところまでこの法律は踏み込んでいるわけです。

そして、山林には所有者不明が相当あると言われております。その所有者不明の山林についても公告を出す。そして、6カ月以内に異議がないということであれば、計画に同意したものと見て市町村が管理をしていいことになるような法律です。そして、一度市町村に渡された管理権は最大50年間続きますという、非常に何というか、人の持ち物を勝手に市町村に集めてやるというイメージで、これは大体、内閣法制局がうんと言ったのか、内閣法制局はちゃんと精査して国会に出したのかという声まで出てくるような次第です。

そして、市町村長は災害防止措置命令も出せるようになっております。危険というところで言うことを聞かない人には、切りなさいという措置命令まで出せるという、3つの極端な今までの法律にない強権的な内容が含まれているわけです。ですから、これは憲法が保障する財産権を侵害する可能性すらあると言われております。もし裁判でも起こされたら、これは市町村は負けるんじゃないかということまでもう既に言われているようなわけです。

ですから、このような状況ですので、いろんな問題をもう少し精査なさいたいというのが出てきております。国から来たものですので、担当課、市町村としては余りいろいろは言えない立場ですので、いろいろ答弁は求めませんが、そのような非常に強権的な内容が含まれているということをおきたいと思っております。

それから、森林環境税というのが森林経営管理法とワンセットで提出をされております。ですから、これはまだ仮の名前、まだ正式には国会を通過していないかと思っておりますけれども、この森林環境税についてどのようになるのか、概略わかりましたらお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

森林環境税の基本的な枠組みといいますか、現在考えられている枠組みが、国民の個人住民税の均等割の枠組みを活用して、国民1人から現状としましては年額1千円を環境税として徴収をするという考え方でございます。この課税につきましては平成36年度からということで予定をされておまして、ただ、その環境税の部分を今後の森林の手入れとか後継者等々におきます財源として使っていくっていただきたいということで、各市町村のほうに平成31年度から前倒して国のそういった財源を地方自治体のほうにおろしてくると。これはまだ仮称でございしますが、それが森林環境譲与税というところで、森林環境譲与税の課税につきましては平成36年度からでございしますが、森林環境譲与税として市町村におりてくる財源は来年

度からというところで制度が設計されているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

わかりました。

続いてバイオマス発電に移りますけれども、今、山林をめぐるでは各地でいろんな問題が起きております。例えば、森林チップの値段が倍になったり、宮崎県では苗木が足りなくなっているというのも報道されております。そして、畜産が多いですので、畜産の下に敷くおがくず——のこくず、それすらも不足しているような状態が生まれていると言われております。これはバイオマス発電と、あるいは紙の材料との競合がもう既に起き始めて、いろんなところで木材の取り合いが始まって、非常にゆゆしき事態が生まれていると思っております。そういう中で、勝手に人の山まで切る事態が生まれております。

これは、ことしの8月24日の公明新聞ですけれども、「違法伐採対策が急務」という見出しで出ております。宮崎県は27年間杉の生産が一番だそうですけれども、これは特に宮崎がひどくて、伐採をする被害者団体までできているような状況です。そして、そこだけではなく各地で違法伐採、中には誤伐、間違っって切ってしまったというのが各地で出ております。それで、宮崎では被害者の会が設立されて、いろんなところに働きかけをしているような状況ですけれども、なかなか警察も動こうとしない、ほとんど受理されないという状況で、この異常な事態が全国各地に今広がっているということです。

先ほど言いますように、バイオマスの発電をめぐる、少しでも多く確保しようという動きが始まっているかと思えます。八女市の場合、バイオマス発電はどの程度話が進んでいるのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

平成30年度4月から以降、まず平成29年度、実は10月に発電予定事業者のほうから九電に対しまして、市内における予定候補地において接続費用がどのくらいかかるか、接続が可能かどうかというのを九電のほうに申請をしております。その後、ちょっとこれは時間がかかりまして、平成30年5月に九電のほうから第1候補地でいきます接続は可能であるというところでの回答を受けまして、先ほど市長の答弁にございましたように、7月に協議会を開催したところでございます。その協議会の中では、現状としては八女市で調達できる未利用材の量を勘案しまして、2,000キロワット未満の発電施設の事業化を目指していこうというところで協議をしたところでございます。

今後におきましては、発電予定事業者が事業の採算性とかを現在、計算しているところでございまして、それを受けまして、今後またチップ関係とか、さまざまな部分で協議を図っていくという現状でございます。

○21番（森 茂生君）

時間がありませんので、最後に1点だけ。

当然、バイオマス発電所ができますと、チップの供給、これが一番です。これができないことにはどうもこうもなりません。契約したときに、例えば1日幾ら、あるいは年間幾ら供給しますよという約束が発電事業者と交わされるものかどうか。例えば八女市なり森林組合、そして、もしそれをそろえきらない場合はどうなるのかということです。

値段関係も、高いほうがいいんですけども、発電業者は安いほうがいい。そこでせめぎ合いが出てきて、どうなるのか。それでもし、予定の分そろえることができなくなったと仮定します。そうした場合、違約金が発生するのか、どの程度八女市に影響が出てくるのか、あるいは森林組合に影響が出てくるのか、そこら辺を一旦お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

チップの関係、燃料の関係で、通常でいきますと、発電会社と燃料チップ会社との間で調達の量とか、それから、単価等の契約を実際に事業を行う前にやっています。もちろん、これはFIT申請をしていきますので、それにつきましては、事前に経済産業省、それから、林野庁等々の認定申請を出す段階で、必ずこれだけの未利用材を活用した量とかを事細かく申請してヒアリングを受ける必要がございます。

それで認定された場合は、FITの対象の発電所として認定がおりてきますので、そういった部分を踏まえて、実際に発電会社と燃料チップ会社は契約を結んで、ただ、調達できなかった場合のペナルティなんですけれども、これは基本、全国の例でいきますと、違約金等は設けていないと。もし例えば燃料材が何かの、例えば、いろいろ災害とか考えられましようけど、いろいろあった場合にそろわなかった場合は、そういった場合を踏まえて、現段階でFITの申請を行う前に、そういった場合はどうするかというのを、例えば県内の他のチップ業者から仕入れて、それによって対応するという部分での申請をしていかななくてはなりませんので、そういった部分を踏まえて、この協議会の中で森林組合、それから、発電予定事業者等々と綿密に協議を図っていくというところで進んでいるところでございます。

○議長（川口誠二君）

時間がございますので、まとめてください。

○21番（森 茂生君）

八女市の場合が1日100トン消費する計画です。この前から筑前町にも計画があるといっ、ここは約3倍です。すると、1日300トンになります。日田市にも稼働しております。日田市からすると約50キロ圏内です。この近所だけでも、八女市が稼働すれば3つ稼働することになります。恐らくこのままいけば、不足してくるのは確実だろうと私は思っております。ですから、よくよく精査されてこの事業を進められますよう最後をお願いをして、私の

質問を終わります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

7番石橋義博議員の質問を許します。

○7番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。本日もふるさと支援寄附金のことでございますが、地元企業、農業、商工業における皆さんの不満の声に対する対応はきちとなさっておられるのかということをお聞きするわけでございますけれども、一部よくはなったという声を聞く一方、まだまだ対応が十分でないという厳しい意見、声に対し、どう対応されているのか、また、これまでの流れを含めてお聞きしたいと思いますので、詳細かつ真摯にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

あとは質問席にて進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

7番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと支援寄附金の受け付けにおける対応についてでございます。地元農商工業者における窓口対応はスムーズに行われているのか、また、担当副市長、部長の指示は的確に行われているのかというお尋ねでございます。

ふるさと支援寄附金に対するお礼の品の協力事業者につきましては、本市のホームページなどにより募集を行っておりまして、登録された協力事業者とは勉強会を開催し、情報の共有とお礼の品の魅力化に取り組んでおります。そのほか、お礼の品の取り扱いなどに係る相談についても、個別に対応をさせていただいているところでございます。

また、必要に応じて、担当副市長、部長より担当課に対して適正な指示を行い、ふるさと支援寄附金の確保に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（石橋義博君）

この質問もたびたび私も繰り返しておりますので、あんまりはという気持ちはございますけど、対応も市長おっしゃったとおり、徐々によくなったという話も聞いておったわけでござ

ざいます。

ところが、実は7月24日の商工会議所の交流懇談会において某会頭が、いまだ十分でない
と、JTB等々、プロの方と話しても積極さが伝わってこない。また、行政そのものが門
戸を狭めたままで、対応が十分伝わってこないなど、話がされました。

これは私一人が聞いたのではなく、その場で議長ほか各委員長も一緒でございましたので、
いきなりのまたけんまくでありましたので、皆さん呆然として答弁もできずに、とりあえず
私はこの件につきましては、以前より議員としてのライフワークまではいきませんけれども、
そういう気持ちで捉えておりましたので、担当課長とも話しておりまして、積極的にと思っ
ておりましたが、まだまだこういう話が出てくる現状はどうしてなのかなど。これについて
は本当に一步一步、繰り返しになりますけれども、積極的に日々感じてはあったわけでは
ないけれども、この言動について、部長はどう感じておられますか、お願いします。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

担当課から聞いております話は、6月から8月にかけて、返礼品の事業者のところを
訪問いたして、いろいろお話をしておるということを知っております。その中に商工会議所
も含まれておりまして、きちんとそういったことについては対応をしてくれているもの
と思っております。

以上でございます。

○7番（石橋義博君）

まさにそういう話ですよ。要するに、もし課長以下ということではなく、部長もしくは
副市長に対する不満のあらわれで、そういう意見が出ているのではないかと思いますけれど
も、わかりません、そう強く言われたものですから。

そういう意味で、自己反省、自己分析等々含めて、どう思われているか、担当副市長のほ
うにひとつお尋ねしたいと思います。

○副市長（中園昌秀君）

今、議員おっしゃいましたけれども、私もしくは部長に対する不満のあらわれではないか
ということをございまして、私も初めて聞きまして、ちょっと複雑な心境になっているとこ
ろでございます。

このふるさと支援寄附金のことにつきましては、以前から石橋議員を初め、多くの議員の
方から一般質問等の中で質問を受けておりまして、頑張れということで、激励の意味で意見
をいただいております。

ちょっと私も振り返ってみますと、平成28年9月ぐらいに、皆さんのほうから議会の一般
質問等の中でしっかり激励を受けて、もっと幅広く寄附金を集めろという意見がございまし

たのは事実でございました。

そのときに非常に多く出たのが、記憶にありますと、都城市とか平戸市ですね、こういったところが非常に多いよと、そういったところについて意見を、資料を持って示されたところを記憶にいたしております。やはりそこは牛肉があったり、または海産物があったりということでもございました。

それで、その議会が終わった後に——当時、私はまだ企画振興部長だったと思いますけれども、そのときにすぐ担当者と話をして、その多いところの中身を分析してみてくださいという話をしたのは事実でございます。

そのときに担当のほうで中身を分析していただいたところ、八女市にはない肉とか魚とか、非常に希望される方が多く求めていらっしゃるような品物を多くそろえてあるということも一つ大きな要因かなと思ったところです。

それと、やはり大きかったのが、いわゆる還元率ですね。わかりやすく言うと、10千円寄附をされて、八女市としましては大体3千円前後のお礼の品を送るということで決めておりましたが、中身をよくよく調べると、記憶で申しわけございませんけれども、10千円の品物でいくと、7千円とか8千円とか、中には、商品によっては10千円を超す、120%もあったということも当時聞いております。

したがって、そういったことがあるとするならば、やはりどこも還元率を高くして、そして、多くの寄附金を集めておることからすれば、逆にいくと、それだけ八女市の中も経済が潤って金が回るんじゃないかと、それもやはり検討してみようということで、実は検討をし始めたのは事実でございます。

その後、そうしたら間もなく、今度は総務省のほうから、やはり還元率が高いところについては問題だということが出ました。それでは、総務省からの通知でございますので、それについてはある程度守らないといけないだろうという思いもございまして、せっかく還元率を高くして、寄附金を多く集めて、経済が回るようにしようという計画をしつつ始めたところが、やっぱりそういった形で、そちらのほうは断念して、逆に総務省の方針に従わざるを得ないよねという話になりまして、還元率の高い商品については断念しようと。

そうしたときにはどうするのかということをもまた議論しました。そうしたときに、今までうちのほうとしましては、商品を扱っていたところについては、伝統工芸館とか、物産館ときめきとか、道の駅、いわゆる市の公共的な施設で扱っておる商品を中心にしながら、お礼の品にしておったんですね。

やはり、それでは品不足、八女市内には多くの品物があるんじゃないかという思いもございまして、幅広く市内の事業をされてある方から募集するような方向で検討したらどうかということでまた議論しまして、実はそれに基づいて、今、担当のほうでは八女市ふるさと支

援寄附協力事業者の募集を毎年募りながら、そこで商品を提案していただきながら、その会議の中で認めていって、それを品物として登録していってお礼の品とすると、そういったことで品物の充実については図っておるところでございます。

したがいまして、先ほど言われた商工業者の方たちの不満というのは、確かにいろいろあると思いますけれども、うちとしましても、そういった市の指定管理の施設で扱っておった商品に限っておったんですけれども、やはり門戸を我々としても広げたつもりでおるんですね。

だから、その中でまだまだ充実をされていない部分も確かにあろうかと思えますけれども、それについては担当課のほうとまた十分協議していただきながら、問題点があれば、我々のところまで言うていただければ、また我々も担当課と十分話をしながら、こういった形で充実していったらいいのか、それについては議論していきたいと思っておるところでございます。

したがいまして、ちょっと経過を述べさせていただきましたけれども、そういった形で我々としても、このふるさと支援寄附金の扱いについては、いろんな提案をいただいたこともありますし、充実を図ってきたところがございますので、御理解いただければと思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

○7番（石橋義博君）

早口で、私もよくかみ砕けませんでしたけれども、行政視察、私たちも委員会を挙げて行ったわけです。総務省とも話をしましたけれども、還元率の問題と金額の問題等々、実はそういう問題じゃないと。

要は、行政によっては、よその品物、高額なものを持ってきて、またがばっと還元も、中身に対して全然、市民に対する還元というよりも、結果だけ出そうというものに対しては厳しく指導していきたいという話をしたような気がしますが、私としては、農工商全て、市民に対してそういう所得の向上によって生活が向上できればという思いで皆さん言っているんだろうと思うんですね。

だから、そういう意味では積極的にやっていただいて、還元率も上げていって、結局、最終的には個人の所得がまた八女市の税収になって上がってくるんだから、私は、それはそれでよかと思うとですよ。やり方、方法は、とにかく八女市のものがだんだん売れば、最終的に所得税として八女市に落ちると。

ですから、どういうやり方よりも、市民がまず潤うと、その人たちが納得できる方法をやっていただいて、そのところが、今、話を聞きよりまして、一生懸命やっておられるなどというのはわかりますよ。ただ、話が内々だけにとどまって、そういう人たちにまだ伝わりにくいような状況にあるのかなというところで不満の声があるのかなと私は思っておるわ

けですね。

そういう面では、もう少し伝わるようにですね。課長も、私、聞きましたけれども、商工会のほうに出向いたと、一生懸命話をしよるということでございましたけれども、なかなか、向こうとしてはまだまだ全体として捉えた場合、ぐっとくるものがないということだったのかなと思っております。

それと同時に、こういうものはスタートの時点でもう少し精査した上できちっとやっておけば、まず、初期の段階での印象は違ったのかなと私は思うわけですが、その点、部長いかがでしょうか。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

このふるさと支援寄附金につきましては、平成19年度から本市では取り組んで、国がふるさと納税を始める前から取り組みを始めております。

先ほど副市長が申しましたように、返礼品を提供していただく事業所については、指定管理施設等の——ちょっとあれですけど、4つか5つの事業所ですね、それくらいでございましたが、後々にこういった品物も返礼品として取り扱いたいという声が大きくなってまいりましたので、結果的には平成29年度の4月から応募していただいて、公募をするようにしたんですけど、取り組みは平成28年度から公募の準備に入りまして、平成29年度からはスタートしようということで始めたわけでございます。

それで、現在は、私が課長のときは30から40の品目でございましたが、もう200を超える返礼品の品目になっておりますので、今後とも、門戸は開いております。返礼品としてやりたいんだがと言われてくるところに対しては、相談を受けながら対応しておりますので、市としては受け入れて、応募要件に合っていれば返礼品として出していただけますので、そういったことで今後も進めていきたいと思っております。

○7番（石橋義博君）

ぜひ門戸を開いていただいて、多くの人たちに知っていただいて、またそういう税収を上げていただいて、定住促進、私がいつも言いますが、まず、生活が成り立たないと促進できませんので、こういうことを今、安倍内閣はそのためにもこういうふるさと支援寄附金をやっているんだろうと、地方が潤うためにですね。それをフルに生かしていただきたいなど私は思っておるわけですが、なおかつ、今、農業を取り巻く環境も厳しゅうございます。そういう声を持ってこられる方々もおられるわけですね。補助金はどげんかなりませんかとか、そういう声もあるんです。

それじゃ、私が思うに、補助金云々かんぬん、補助金漬けでやると、抜本的には個々の方々の所得の増にはつながらないと。そこで、こういうせつかくいいものがあるんだから、

もうちょっとわかりやすく積極的にスタートの時点でやっていただいと、もっともつとそういう不満の声につながっていなかったんじゃないかなと思うわけですね。

去年ぐらいから、今、門戸を開いて、200になったという話も聞きましたけれども、そういうスタートの時点での若干の物産品、あったものをそのままという状況の中で、入りにくいと、声が出しにくいと、そういう声が議員の中からもあったわけでございます。ましてや市民からならば、なおそういう思いがあったんだろうと思っております。

そういう中で、某会議所の会頭がそういう声を荒らげて言われましたものですから、改めてどういう思いで、どういう対応を今後なされるのかなというところでお聞きしておるわけでございます。

私もそういう場で、交流懇談会の中で言われると、私も行政側に立つ立場ではないかもしれませんが、一生懸命やっている人に対しては申しわけないなという思いはあるわけですね。私もやっていますよと、努力していますよと、ここに言ったらどうですかということまでは言いましたけれども、ちょっとけんまくでしたので、そういう今の状況がどうなのかなという思いでお聞きしておるわけでございます。

改めて、今後どういう気持ちで、もっともつと市民にそういう意味では還元できるようなシステムを含めて、やり方も含めて副市長にお尋ねしたいと思えます。もっともつと積極的に、もっともつと伝わりやすいような、そういう考えをお聞きしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副市長（中園昌秀君）

今、また議員のほうから新たな取り組みがあるのかということでも聞かれておりますけれども、先ほど早口でしゃべったものですから、なかなか議員のほうにはわかりづらい点もあったと思えますけれども、いずれにしましても、発足をしまして、議員の皆様、それから、市民の皆様の方からいろんな意見を聞く中で、やはり改善をしていったほうがいいだろうということについては、先ほど申し上げましたとおり、少しずつであったかもしれませんが、改善をしてきたつもりではございます。それなりの時々に応じて努力もしているつもりでございます。

しかし、先ほど議員の発言の中で、ちょっと還元率の話が出ましたけれども、還元率も我々も高く上げようと思っていましても、やはりそういったことで上がって、売れて、そして、結果的に市内の経済が回れば所得の向上につながりますので、そういった観点からいくと上げざるを得んよねと、そういったことも議論したことは事実です。

しかし、その後に総務省からまた通知が参りまして、これについてはやはり一公共団体としても、これを守らないわけにはいかないだろうということで、結果的にいくと、また還元率を高くすることはできずにしたという経過でございまして、それについてまた御理解いた

できればと思っております。

それで、先ほど担当部長も申し上げましたけれども、今は商工業者の方たちの意見も十分反映しながら、もともと指定管理の施設のところでしか扱っていなかった品物についても、今、門戸を広げまして行っているところでございます。最初からすればよかったんじゃないかというところでございまして、それは確かにそうだろうと思いますけれども、実際、最初からしていなかったんで、それについては仕方ないと思っております、今からどう充実していくのかということだろうと思います。

制度を発足しておりますので、門戸を広げておりますし、さらに我々としては、先ほどおっしゃったとおり、商工業の団体、商工会議所、商工会、それから、農協さんたちとも、さらにこの制度の中身を十分説明しながら、また勉強会等も開催しながら、より品物の充実を図っていきながら、多くの寄附をいただくような努力を重ねてやっていきたいと思っておりますので、今後とも御支援いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○7番（石橋義博君）

そういうつもりで、還元率に関しては検討していただいて、どうも私は総務省で聞いた話では、そういうところじゃないという話も——それは取り違えですかね。しかし、私は何かこう、やり方、方法が行政によって漠とし過ぎとか、荒っぽいから是正していますよということだったのかなと思ったんです。

しかしながら、還元率も、それが法律違反等々ではありませんので、指導はあるかもしれませんが。しかし、何よりも私が言いたいのは、市民の生活の向上、ここをするためにはどう対応するかと、どこまでぎりぎりやるかということはやはり努力していただきたいと。

そして、こういうのはちょっと失礼かと思えますけれども、やっぱり常日ごろ、この件にかかわらず、大きい気持ちと細かい配慮ですね、何にしてもですよ。そういうところを一つ一つ丁寧にやっておけば、市民に対する受けも違うんじゃないかなと私は思うわけですね。

よその部署を比喻して出すのもあれですけども、建設課などは一生懸命残業もしながらインフラ整備に努力しておりますし、なお災害もありまして、もう残業に次ぐ残業、また、いろんな暴言等々も真摯に受けながらやっております。

ですから、いろんな声、嫌な声もあるかもしれませんが、そこのところは幅広く受け入れて、なおかつ真摯に取り組んでいただければ、市民からの声もよりよい声がまた上がるんじゃないかと私は思っております。そこのところ、もう一つ踏み込んで配慮いただければと、また努力をいただければと思えますけれども、部長のお気持ちはいかがでしょうか。

○企画部長（井手勇一君）

お答えいたします。

いろんなことがもし聞こえてきた場合は、市のほうに入っていない場合もございますので、

教えていただければということをお願い申し上げます。

それから、市民の方に対する細かい配慮とか丁寧な対応、それについては当然なことだと思いますので、そういう気持ちで今後も取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○7番（石橋義博君）

改めて最後ですけれども、市民が生活に窮している中で、向上に向けての努力、その一つとしてふるさと支援寄附金があるわけでございます。有効に利活用するためにも、努力を一層お願いしたいと思っております。

今後も怠りなく、市民ありきの対応をしていただき、開かれた行政と市民の生活向上を鑑みて頑張ってくださいますようよろしくお願い申し上げます、終わります。

○議長（川口誠二君）

7番石橋義博議員の質問を終わります。

2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

おはようございます。昼からのつもりで準備しておりましたけれども、急に午前中になりましたので、ちょっと焦っておりますが、最初に議長もおっしゃいましたけれども、まず、昨日の近畿地方に上陸いたしました台風21号によりまして被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、一刻も早い復旧を祈っております。

では、質問に移らせていただきます。

本日は、八女市の情報発信についてということで質問いたします。

近年、私たちを取り巻く情報の量は目まぐるしく増大しております。その中で、個々人が必要とする情報は多岐にわたっており、それぞれに取捨選択しながら、みずからの欲求を満たす情報を得ております。

この中で、行政が担う情報の発信は、住民に対しては正確かつ公正・公平、必要な情報を発信し、安心・安全な生活とより豊かな生活を営むために大切なものとなっております。

今回、八女市が持つ情報の発信について、今現在、いかに行われているのか、また今後、さらに充実させるためにはどのようにされていくのか、お伺いいたします。

1つ目に、就業時間外の問い合わせに対する対応はどうなっているのか、2つ目に、SNSの利用について、3つ目、庁舎、観光施設等のWi-Fiの設置について、4つ目に、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ」の今後の利活用について、5つ目、スポーツ施設のインターネット予約について、以上5項目についてお伺いいたします。

以下は質問席にて伺います。よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

2 番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の情報発信についてでございます。就業時間外の問い合わせに対する対応はどのようにしているのかというお尋ねでございます。

就業時間外の問い合わせに対する対応につきましては、現在、本庁舎及び各支所において夜間等管理業務委託契約を締結し、就業時間外及び夜間、休日を含め、住民の方々からの問い合わせなどに対応いたしております。

次に、SNSの利用についてでございます。

現在、庁舎内では魅力ある本市の情報発信手段として、企画政策課を初め、それぞれの担当課でSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを運営しています。

SNSの運用内容といたしましては、広報紙発行のお知らせやイベントの周知などを行うフェイスブック、本市の美しい景観や風物詩などの四季折々の写真を掲載するインスタグラム、本市のPR動画を初め、移住・定住促進のイメージ映像などを公開するユーチューブの3つを運用しています。

次に、庁舎、観光施設などのWi-Fiの設置はというお尋ねでございます。

本庁や支所の庁舎につきましては、現在、Wi-Fiの設置はいたしておりません。

観光施設のWi-Fiの設置につきましては、既に設置されている施設が多くありますが、今後は来場者からの要望や施設関係者などの意見などを拝聴しながら、適切な設置に努めていきたいと考えております。

次に、映画「野球部員、演劇の舞台に立つ」の今後の利活用は、及び(5)のスポーツ施設のインターネット予約についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

2 番橋本正敏議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市の情報発信について。映画「野球部員、演劇の舞台に立つ」の今後の利活用はとのお尋ねでございます。

この映画は、文部科学省の特別選定作品となり、その内容は素晴らしいものであります。また、あわせて本市のいろいろな特産品なども出ているため、この映画を見ていただくことで本市の宣伝にもなると思いますので、機会があるごとに映画鑑賞の推薦等を行っているところでございます。

次に、スポーツ施設のインターネット予約についてのお尋ねでございます。

39カ所あるスポーツ施設の管理は、スポーツ振興課及び各支所それぞれで行っております。そのうち、スポーツ振興課所管の10施設では、施設予約などの申請窓口を一本化しておりますが、各支所所管のスポーツ施設では申請窓口がそれぞれ異なっております。

また、これらの施設にはインターネット環境が整っていないため、受付台帳で空き状況を管理しているのが現状でございます。

御質問のネット予約については、利用者の利便性の向上を図るためにも導入を検討する必要があると感じております。そのためには、必要な施設にインターネット環境を整え、複数の窓口における申請受付業務を一元的に管理するための条件整備を図っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（川口誠二君）

午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○2番（橋本正敏君）

ではまず、先ほどの市長の答弁にございました、就業時間外の問い合わせに対する対応について、本庁舎及び各支所において夜間等管理業務委託契約を締結し、就業時間外及び夜間、休日を含め、住民の方々からの問い合わせなどに対応いたしておりますとありましたけれども、これは具体的に、例えば人が対応しているのか、文書かなんかで対応しているのか、よろしくをお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

庁舎の夜間等の管理業務におきましては、具体的には八女広域シルバー人材センターとか、あと、地域によっては個人の方もお願いをしておりますが、委託契約に基づいて人を配置しましてお問い合わせ等に対応しているところでございます。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

日々働いておられます皆さんは、この市庁舎に勤めておられる皆さんと時間帯がほぼ一致し、また、それ以上に夜間にも働いておられる方もございます。問い合わせや申請がこちらに来たくても来られないような方々がおられますので、できれば就業時間、通常の間外にも問い合わせ、その他申請ができればと思うんですが、実は今もあっているみたいですが、水曜日に延長があっているみたいですが、具体的をお願いします。

○財政課長（田中和己君）

今、議員のほうから御質問がありました水曜日の窓口の延長業務につきましては、人事課

のほうでマネジメントを行って対応しておりますが、対応している課については、市民課の窓口と子育て支援課、あと介護長寿課等によって対応をしております。

○2番（橋本正敏君）

上下水道局もたしかあると思いますけれども。

このような延長は大変喜ばれると聞いております。そして、実際に延長のときにどれくらいの方が来ておられるのか。それから、夜間の業務で実際にどれくらいの間い合わせ等があるのか、お願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

夜間等の警備の委託につきましての窓口の対応につきましては、件数的には把握しておりませんが、土日を中心にかなりの方がお見えいただいているということで伺っております。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

先ほども言いましたけれども、なかなか昼間に来られない方にとりましては、夜間、また休日等にしか来られないという方もおられますので、その方に対する対応をぜひとっていただきたいと思っております。

実は、市のホームページにも一番下のほうに問い合わせのここというところがございますけれども、そのお問い合わせのフォームから入ってこられた数、昨年でもいいし、先月でもいいですけれども、大体どれくらいの方がフォームを使ってお問い合わせをされておるのか、お聞きいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えさせていただきます。

就業時間外のお問い合わせという形で、先ほど議員からございましたように、八女市ホームページの最下部のところに、お問い合わせ、御意見、御要望を入力できるフォームを用意させていただいておるところでございます。

このフォームは、基本的にはどのページからでもお問い合わせできるような形になっておりますけれども、この御質問フォームで質問された事項につきましては、例えば、就業時間が終わった後に夜とか御質問があった場合、その次の日の就業時間内に、朝一番ですけれども、企画政策課のほうで確認をして担当の部署に振り分けをさせていただいて、担当部署が対応させていただくということになっております。

それともう一つ、各ホームページには各課が用意しております証明書発行だったりとか、そういったページがございますけれども、そういったページにつきましても下の段に四角囲みで問い合わせフォームを御用意させていただいているところがございます。

この御利用につきましてですけれども、先ほど言いました企画政策課が振り分ける分と各課に直接御質問が行く分を合わせまして、昨年の実数で432件があるところがございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

続きまして、SNSに移りますけれども、先ほど質問しましたホームページからは、確かにさまざまな情報があって、探せば見つかるんですけれども、なかなかホームページを見て、先ほど申しましたお問い合わせフォームを実は私は物すごい時間かかって見つけたんです。もっとわかりやすいようなホームページをつくってもらいたいのが1つございます。

それから、今申し上げたホームページというのは、載っている、そこに置いてあるだけで、そこにみずから見に行かなければ情報を得ることができない形になっております。そうではなくて、これからは、皆さん携帯電話を持ってありますし、スマートフォンやパソコンがございますけれども、そういうものにSNSを使って、自分が見たい、知りたい、そういう情報をもっと細かく、そして、専門的にそれのみ受け取れるような、コミュニティを形成するような形で情報を得られたら、もっと皆さんが入り込みやすくなるんじゃないかと思っております。

それで、答弁にもございましたけれども、現在もSNSを利用してあるということですが、具体的にもうちょっと詳しくお願いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

現在、庁舎内で魅力ある八女市の情報発信手段として、企画政策課を初め、それぞれの担当課でSNSを利用させていただいておるところでございます。

SNSの運用の内容といたしましては、広報発行のお知らせやイベントの周知など、これらを行うフェイスブック、それから、八女市の美しい景観や風物詩などの四季折々の写真を掲載していくインスタグラム、それから、八女市のPR動画を初め、移住・定住促進のイメージ映像などを公開しますユーチューブの3つの種類でございます。そういったもので、どちらかという、八女市の魅力を発信する手段として、このSNSを利用しているところがございます。

ただ一つ、議員おっしゃいましたように、知りたい情報をその方にお届けするという一つの仕組みとしましては、これは子育て支援課のほうでしておりますけれども、こども未来係のLINE@という仕組みがございます。こちらにつきましては、通常皆様がお使いになれるLINEとは少し違いまして、ビジネスモデルのLINEということで、情報を発信したいところが、そのLINE@に登録、友達になっておられた方に有効な情報を発信すると。

ですから、例えば、子育て支援の情報が私たちは欲しいんだという市民の方々にとっては、そのLINE@に登録をしていただければ、子育てに関するイベントであったり、そういったものの情報をお届けするような仕組みですが、今現在この仕組みを活用させていただいておる状況でございます。

それから、お問い合わせのフォームにつきましては、ホームページ上でできるだけわかりやすく、どのように表示していったらいいのかというのは今後も引き続き検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

インターネットの利用は、ますます私たちの身近なものになっております。スマートフォンの普及とともに、もうほとんどの方がインターネットにつながって、いろんな情報を得ておられます。

総務省の情報通信政策研究所の調査で、ツイッター、フェイスブック、グーグル等、主なSNSの利用率は平成24年で41.4%だった。ところが、平成28年、これは71.2%となっております。スマートフォンというのは、ただ情報を得るというものではなくて、例えば通販とかの買い物ができたりとか、そういうところまで今幅広くなっております。もう皆さんが身近に持って、これがないと生活ができないぐらいのところまで来ているツールでございます。

ですので、さまざまな情報をただインターネットで見るだけではなく、こういうSNSを使えばもっと身近に、もっと気軽に八女市を知ってもらえるんじゃないかと思っております。

このSNSの活用は、これからも重要なものになってくると思いますけれども、今まで以上にSNSを利用する、そういう計画があるのかないのか、よろしく願います。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、現在のインターネットや、そういう通信機器の進捗の度合いというのは、かなりスピードがあって進んでおると思っております。私たちもその仕組み自体も今後ますます利便性が上がってくるんじゃないかとは思っております。この仕組みが、新たな仕組みが出る時々が一番有効な手段を用いまして市民の皆様方に有益な情報をお届けしていかなければならないとは感じておりますので、今後新たな仕組みの展開とかが出てきましたら、そういったところは注目して検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

実は本日、西日本新聞の紙面に、福岡市のLINEを使った情報発信という記事が出ておりました。無料通信アプリのLINEを使って、福岡市公式アカウントの登録者数が130万人を超えて、市の人口157万人に迫る勢いという記事が載っております。

これはどのようなサービスかという、例えば、捨てたいごみがあったとして、瓶はどういうときに捨てるのかとLINEで送信すると、すぐにそれが返ってきて、燃えないごみですよという返信が来て、それはこのホームページを見てくださいという案内が来るようになっております。

この公式のLINEを友達追加してお友達になると、そのニーズに対応して、今言ったごみとか、防災とか、子育ての情報が得られるようになっております。そして、これがなぜこんなふうに爆発的に130万人もお友達が追加になったかという、1つは、オリジナルスタンプの無料配信を始めて、この登録が急増したということです。ただ情報を発信する、ここに情報がありますよと、ただ示すだけじゃなくて、ある程度の特典とか、コミュニティをつくるという、仲間意識をつくることによって、皆さんの興味を引くことによって、皆さんから意識的に情報ももらいに来てもらえるという仕組みづくりが今からは重要だと思っております。

ですから、今まではホームページをただ見せる、ちゃんと出ていますよと言うだけではなくて、このようなことがありますので皆さん見てくださいという積極的な情報発信にこれからは変えていってもらいたいと。そういう意味でこのSNSはどうかということを提案しています。

それで、現在でもFM八女とか、例えば、先日の台風とか、災害のおそれがあるというときにはこういうもので情報を発信されています。ほかにメール、エリアメールとか、緊急速報メールとか、NTTドコモ、au、ソフトバンク等と一緒にこの情報メールが送ってきますけれども、これに加えて、先ほど言ったSNS、自分に関係する、例えば、ごみや防災、子育て情報、それぞれのコミュニティをつくるような、そういう仕組みをつくれれば、皆さん積極的にそれを見に来られるし、何か新しいものがあればこちらからどんどん情報を送ることもできると。そういう仕組みをぜひ今後つくっていただきたいと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

先ほどありました本日の新聞の記事については、私のほうがちょっと確認をしておりませんが、同じような取り組みを佐賀市等でも行っておられるということは承知しておるところでございます。今はやりのAIとか、そういったものを活用した取り組みだと認識しておるところでございます。

そういった中で、議員おっしゃいましたように、SNSなどで発信をしていきながら八女市のホームページなりに引き込んでいくというのはちょっと適切かどうかわかりませんが、そういった形の流れをつくっていったらどうかという御提案だと思いますので、他市の状況とか、そういったものを注視しながら、どのような取り組みがなされておるのか、今後も引き続き研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

それから、一つこれは提案というか、こういうこともありますよ、これもどうですかという提案で、ふるさとタクシーが今ございますけれども、例えば、近所でも使われておりますけれども、運転される方が一々家の中まで呼びに来てもらえるんですね。その時間のロスというか、一々訪問して、玄関をあけて、来ましたよといつも言っているんですけども、SNSとか、こういう情報を発信するというのは、実はバスが今現在どこにいるのか、あなたの家に来ているバスは今ここにいますよとか、そういう地図上の表示があれば、ああ、もうそろそろうちに来ているところだとか、そういうのがわかると思います。それから、到着前、例えば5分前とか、大まかな時間がわかれば、その方は家の前に出て待っておられる、そういうこともできるようになるんじゃないかと思っております。

そういうふるさとタクシーとか、生ですね、近い情報が得られるのもこのSNSの特徴だと思っておりますので、そのような活用もあるということですので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから続いて、これはSNSを使う上でも必要になってきますけれども、次の庁舎、観光施設等のWi-Fiの設置です。今使われている情報の量が、昔に比べてかなりの量になってきています。昔は、ただ文章、ちょっとした絵が表示されるぐらいでしたけれども、今は複雑な画像とか動画とかで配信するようになってきております。多分、ホームページでもそのようなものが入っていると思いますが、それを利用するに当たって、観光地とか庁舎とかに来られたときに、自分のパケット料を使って画像を取り込むのではなくて、無料で、しかも高速でその画像が見られるということは、やはり来られたお客さんにもすごく魅力的なことであり、大切なことだと思っております。

現在、Wi-Fiの設置場所については、資料をいただいておりますけれども、今後この施設よりも多くのところにしてもらいたいんですけど、今現在での予定というか、それはあるのかどうか、お答えをお願いします。

○観光振興課長（井上啓時君）

お答えいたします。

観光施設等でよろしいのでしょうか。お配りしておる資料は八女市内での観光施設等とい

うことで、うちの管理じゃないところもありますけど、一応これだけが今しております。特に宿泊施設ですね、グリーンピア八女とか星の文化館、池の山荘、奥八女別邸やべのもり等はW i - F i の環境が整っておるということで、できるだけ多くの施設にW i - F i 環境を整えたが一番いいかと思えますけど、どうしてもそれには多額の費用がかかりますので、必要があるところを少しずつ今やっておるということと、指定管理でお願いしておるところもございますので、ここに書いてある以外で、ちょっと先ほど調べましたけど、茶の文化館には財団のほうで設置を検討していただいております。今のところはこういう状況でございます。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

よく周りの方からも言われますけど、観光施設にまずW i - F i が整っていないところというのは、観光に来ていただく方からすれば、ああ、そんなもんかなという程度に受けられてしまうと思っております。W i - F i の設置は、私はもう当然のことだと思っております。ぜひこれはもっと検討していただいて、つけていただきたいと思っております。

例えば、伝統的建造物群保存地区ですけれども、以前質問したときにも、看板の設置に制限が設けられておるので簡単に立てることはできないという返答がございましたけれども、その看板に本来ならお知らせできるような歴史とか、その説明とか、そういうものがその場に行けば、すぐスマートフォン、パソコン、タブレットに表示ができて、しかも絵とか動画とかが一目瞭然わかるような、そういう施設がこれからは当然になってくると思っているんです。ですので、最低でも観光施設には100%つけてもらいたいと思っております。

それからもう一つ、これはW i - F i 施設が必要なところというのは、災害が起きた場合の指定避難所や、その他の避難所、福祉避難所とかありますけれども、この避難所にW i - F i の設備があると私はかなり有利というか、いいことだと思うんですけれども、近所の方が公民館とか施設に避難されたときに、テレビがないと、ラジオもよく聞こえんと。ここにテレビの画像が映ったら、例えば、台風がどこら辺を通り過ぎてとか、雨がどこら辺に今降っていて、あと数時間したらうちのところは上がるから大丈夫だとか、そういう具体的な内容がわかるとおっしゃったんですね。ところが、そういう設備がないから全然わからんと。

そういうときにW i - F i があって、自分のスマートフォンで見られれば、雨雲が今どこにあるのか、台風がどこに行っているのか、そういう災害にも対応できると思いますが、こういう避難所にも実は設けてもらいたい。これは通告外になるかもしれませんが深くは言いませんけれども、そういうことがございますので、W i - F i 施設は今後十分に広げていってほしいと思います。

また同じ質問になりますけれども、さらにW i - F i を広げるおつもりがあるのかないの

か、よろしく申し上げます。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

費用対効果を十分考慮して、できる限り積極的に設置できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

それから、もし観光地にWi-Fiが入ることになれば、このようなこともできるということで提案をさせていただきたいんですけども、先ほどAIとか、いろいろ言葉が出てきますが、日本語に直すと拡張現実、AR機能というのがございます。ぱっと見て皆さんが思いつかれるのはポケモンGOです。その場に行ったら仮想のものがあって、それを拾ったり触ったりできるという機能です。こういうものが観光地にもあって、その観光地に行けば、例えば、お札を拾ったらそこに歴史とか、説明が書いてあるとか、ちょっと絵をめくったら昔の画像がぱっと広がるとか、そういう現実にはない架空の現実を見せて、観光に来てくれた方々の目を楽しませてくれるような、そういう観光地での今からの取り組みが、これは全国的に広がっておりますけれども、このような機能を使った観光地でのスマートフォンの利用というんですか、こういうことは観光振興課としてどうでしょうか。お願いします。

○観光振興課長（井上啓時君）

お答えいたします。

一番最初に言いましたように、そういうWi-Fiの環境を整えるにこしたことはないかと思えます。どうしてもこれが莫大な費用がかかりますので、これは当然民間でやるところ、それと行政のほうでやるところ、それぞれあると思えます。

今、日本がそれこそ観光立国ということで、8月にもう2,000万人を超えたということで、2年後には4,000万人を、東京オリンピックということであります。外国からも非常に多くの方が来ていただいておりますという状況で、今、都市部のほうを中心に補助を使ってそういうWi-Fiの整備が進んでおるとい状況で、これがこっちのほうにどれだけ今後来るのかというのは未定ではございます。これはまだはっきりしておりませんが、例えば、観光税とか使ってWi-Fiの整備とか、そういう補助等がもしできて、広い範囲でそういうことができたら、そういう機会に一気に整備をしたいということと、八女市に合った、先ほど言われた、ちょっと私もようわかりませんでしたけど、AR機能を使った、ポケモンGOと言われましたかね、そういうのが八女市に合った観光施設として魅力があるものであれば、その辺の整備も進めるかどうかというのは今後、十分そこは検討していきたいと思えます。

ただ、無料Wi-Fiに関しましては、だんだんそうやって整備をしておりますけど、あ

る面では非常に、今、ホテル等ではパスワードを入れてから無料Wi-Fiにつなぐということで、その辺の防御がありますけど、無料Wi-Fiの場合はインターネットバンキングとか、そういうことでハッキングしてしまう可能性があるということで、外国から来られる方は自分のスマートフォンにSIMWi-Fiを入れたりとか、ルーターを使ったりということで防御をしておられるということも聞いておりますので、その辺の危険性と隣り合っておりますので、その辺も十分考えた上で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

今言われましたWi-Fiを入れることによってさまざまな障害が起きたりとか、情報を盗み取られるとか、入り込まれていろんな障害を起こされるとか、そういうものが確かにございます。それは十分に気をつけなければいけませんけれども、これは今から観光地としての八女市を全国に広げる有効な手段だと思っておりますので、ぜひ入れてもらいたいと思います。

先ほどの答弁にもございましたけれども、2年後には日本でオリンピックが開催されます。多分、博多港とか福岡空港からもさまざまな国から多くの外国の方が来られると思います。そのときに、全部その方々が東京に向かって一斉に移動するだけで、こっこの南のほうには誰も来られんやっただということでは、私はもう残念で仕方ないと思っております。2年後に、ああ、南のほうには八女というところがあって観光地があると、ここに行っているいろんなことをしてみたい、見てみたい、そういうことができれば、わずかなパーセントでもいいんですよ、何万人来られるうちのわずか数%の方でもこちらにそういう方が来られれば、物すごく八女にとって有意義なことだと思っております。ぜひさまざまな情報を発信することによって、多くの観光客、外国の方たちが来ていただけるように、そのときに結果を出して、ああ、やっぱりだめだったとか、いや、さすがに準備しとってよかったとか、そういうものが結果として得られるように、ぜひよろしくお願いします。

では続きまして、映画の「野球部員、演劇の舞台に立つ」の今後の利活用についてということですが、この映画は、先ほどの答弁にもありまして、文部科学省から特選という評価をいただいております。それから、2月24日の上映初日には福岡の博多で小川知事と一緒に出席された市長の発言にも、この映画は八女市の宝という表現をいただくほど高評価を得ているものと思っております。

確かに、映画初日にたった4館しかなくて、それから小さい映画館がずっと上映されていきました。知名度の低さというのは確かに否めないんですけども、この中身としては十分におかしくない映画だと思っております。これはさまざまに、例えば、教育長が答えていただきましたけれども、教育という面でももちろん価値があると思いますし、観光の面からも

価値があると思っております。さまざまな面からこの映画を生かすために、八女市はもっと力を入れていいんじゃないかと私は思っております。せっかくだらなくつくってもらったこのいいものをより広めて、八女市の知名度を上げるにはもってこいのものだと思いますけれども、この辺、どちらの課からでもいいですけども、よければ教育委員会でも観光振興課のほうでも、両方ともその価値について、そして、今後どのようにしてこれを広めていこうと思っ
ていらっしゃるのか、ぜひよろしく申し上げます。

○社会教育課長（山口昭弘君）

お答えいたします。

この映画の価値についてでございますが、先ほど教育長が答弁いたしましたように、文科省の特別選定作品にもなっておりますし、八女の特産品等も多く出ております。また内容につきましても、青少年の教育には有意義であるということで考えております。

これの取り組みについてでございますが、現在検討しておりますのは、PTA等でこういう映画を上映して教育関係に生かしていったらどうかということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○観光振興課長（井上啓時君）

お答えいたします。

観光として、議員おっしゃるように、ロケ地めぐりツアーとか、そういうのを実施ということで懇談するときに言われましたけど、これが3月18日、ちょうど上映があつておるときですかね、バスツアーを実施しました。これはちょうどタイムリーで映画の上映があつておりましたので、筑後七国の事務局からも補助をいただきまして、1人1,500円、定員20名で募集を行って、このときはちょうどタマスタの観戦チケット、野球を見るチケット、それと弁当つき、お茶つき、イチゴを1パックということで1,500円、格安の値段で実施しました。このときは20名集まりましたけど、非常に集めるのに苦労したという経緯がございます。

実際、八女の魅力を発信する観光商品としてバスツアーを実施する場合は、どうしてもそういう話題性とか、魅力ある商品でお客様が申し込んでみようということにならなければ、なかなかこれは実施しても定員がわずかだったということではできませんので、まず、そういう魅力ある商品としてできるかどうか、ちょっとその辺は研究を、今の状況でロケ地めぐりということで、例えば、白木の小学校に行っても何もない状況です。それがバスツアーとして成り立つかということ、ちょっと厳しい面があると思いますので、その辺は研究が必要かなと思っております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

今、観光振興課長がお答えいただきましたけれども、ちょっと知名度が低いのでバスツアーとかしても多分集まらんだろうということでした。

確かに、知名度が低いんです。皆さん知られていません。でも、自分でこれはいいものだという確信があれば、これをどんどん宣伝するのは、これからは自分たちがすることではないですかね。有名になったものがあるから、それにつけ加えて私たちもやりましょうというんじゃなくて、これを皆さんで有名にして、これを利用するというか、言葉は悪いですけども、一緒になって盛り上げていきたいと思いますということをやれば、ますます大きくなっていくと思うんです。夢は大きく、私はこのテーマソングが甲子園の行進曲にでもなれば、Good Comingの人たちが紅白に出て、そうすれば八女市がまた有名になるという夢も描いております。

今、知名度が低いからもっと皆さんでやりましょうと、そこが情報発信の力というか、やる気と思っております。ぜひこれは、有名になってからそれを使うんじゃなくて、皆さんで盛り上げていってもらいたい。各課の皆さんで盛り上げてもらいたいと思っております。

それから、教育関係ですけれども、これは上映をしていただきたいと思っております。教育映画として申し分ないということですので、よければ小学校、中学校、高校、そういうところで上映をしていただいて、もちろん生徒さんたちで足りなければPTAの方々、それから、地域の方々と一緒に巻き込んで、どうか八女市の全部のところで上映をしていただいて、より多くの人たちにその価値を知っていただきたいと思いますが、教育のほうでは具体的にその計画はいかがでしょうか。

○社会教育課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

まず、市内での上映でございますが、先ほど申しましたように、青少年向けにつきましては、PTAで取り組んでいただくというところで現在、話、協議をしているところでございます。

それと、もう御存じのとおり、この映画は当初、応援券ということで市内の方々に購入していただいております。その中で、応援券を購入したけれども映画を見ていないという方が1万5,000人ほどいらっしゃるそうです。その方々をどうするかということで、回数については具体的には言えませんが、市内の旧町村単位なり、旧八女市について、おりなす八女で、そういう応援券を購入された方で見られていない方等を対象にした上映会を実施できないかということで現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひ上映していただきたいと思いますが、学校のほうでは、今、PTAというお答えがご

ございましたけれども、それはPTAがお金を持ってあるところはいいかもしれませんが、お金がないところには多分上映は無理だと思います。これはぜひ学校単位で、学校の授業の一環として行ったらどうかと思っております。お金がないというなら、ふるさと支援寄附金ですね、そっちのほうから教育関係にかかわる納税で支援を受けましたお金が多分あると思いますが、そういうお金を利用してされたいかがかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

ふるさと支援寄附金につきましてですけれども、確かに八女市にとって有効で、そして、特色のある事業について、このふるさと支援寄附金で積み立てを行います基金については活用させていただいておるところですけれども、今お伺いしたお話でございますので、まずは担当部局のほうでどういったやり方があるかということで検討をなされておるようですので、そういったところで検討を行っていただいた後に、またふるさと支援寄附金についてのお話もあるようでございましたら、担当課と協議はしていきたいとは考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

前売り券を買われた人たちだけを対象にするんじゃなくて、子どもたちの教育に物すごく効果のあると思われるこの映画を、ぜひ子どもたちに見ていただきたいと思っております。より多くの子どもたちに見てもらって、八女市全部でまた盛り上げてもらうと。そういうことでぜひ使っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、スポーツ施設のインターネット予約についてお伺いいたします。

現在、スポーツ施設の予約につきましては、電話やファクス、インターネット、そういうものでは予約できないことになっております。直接窓口に行って予約することになっております。

特に八女市は、御存じのとおり広大な土地がございまして、その窓口に行くにも距離が千差万別、長距離で来なくてはならないようなこともございます。インターネットを使えば、そういう距離とか時間とか関係なく、すぐに利用することができます。

県外では、近くは福岡市、筑紫野市、大野城市、久留米市と現在も既に使われているところもございます。こういうものを参考にされて、インターネットの予約を今後八女市に活用するという考えがあるのかなのか、よろしく申し上げます。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

議員のおっしゃっておりますインターネット予約については、大きい都市についてはなされておりますけれども、南筑後地区の自治体においては、まだ電話予約もできない、窓口で直接申し込みをする、ほとんどの自治体がそうっております。

議員がおっしゃる、今後のことを考えれば、市民の利便性を考えますと、先ほど教育長が申したとおり、今後大いに研究して検討していく必要があると思います。それを実現するためには、まず、今まで当八女市では合併以前のまま、本庁でしたらスポーツ振興課、各支所は支所の総務課のほう管理をしております。しかしながら、管理はしておいても各施設の予約申し込みについては、それぞれの施設に個人管理人を置いておったり、福祉施設に委託しておったり、指定管理者に委託しておったり、さまざまな形態がございます。ですから、非常におくれておりますけれども、予約しようにも、あき状況を確認しようということすらまだできておらない状況でございます。

確かに、八女市スポーツ振興課が所管します10施設については体育館の窓口で一本で受け付けをしますので、その分については、あき状況はリアルタイムで確認できますけれども、ほかの施設については窓口申請業務を一元化するような形をまずつくらなければならないということで考えておりますので、今後各支所と協議しながら、支所単位での施設のあき状況の一本化、そして、それができましたら八女市全体での一本化を考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひこれは早急にまとめてもらって、インターネット予約ができるようにしていただきたいと思います。これは人件費削減にも大きくつながると思っております。

それから、予約ばかりではなくて、今度は使用料の払い込みですけれども、現在は窓口に行って支払うということになっておりますけれども、ぜひこのネット予約がかなうようなことがありましたら、そのときは口座での振替、それから、ネットバンクを利用した振り込み、こういうことを考えていただきたいのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、まず、八女市の体育施設の窓口の一元化を図りたいと思います。その後、一元化のめどがつかましたら、県内では筑後広域公園のほうは今インターネット予約もできるようになっております。ただ、ちょっと調べてみますと、するからにはID登録が必要であったり、予約をしても必ず窓口に出向いて申請書を書いて料金を支払わなければならないということで、仮予約の状態のネット予約ということになっております。

そういうこともございますので、今後まず土台を固めまして、先進的なところを調査いた

しまして研究を行っていきたいと思っております。

○2番（橋本正敏君）

このインターネットを利用した情報の発信ということは、これからの大きな課題になってくると思います。現在も使用されておりますけれども、よそがやっている程度をそのまま横並びにするんじゃ特徴がない。やはり八女は一步進んだところを行くと。そういうことがないと、よそから見たときに平凡というか、横並びになってしまいます。

ぜひ2年後のオリンピック、これが最大の評価になると思います。それが終わった後に、やはり八女市はよかったと、情報発信がうまくいって、いろんな観光客の方も来ていただいたという結果になりますように、これから準備をしていただいて、ぜひ高評価を得られるようにしていただきたいと思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（川口誠二君）

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後2時5分まで休憩します。

午後1時51分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

6番小川栄一議員の質問を許します。

○6番（小川栄一君）

こんにちは。6番小川栄一です。本日お尋ねするのは、1つ、スポーツ振興について、それから2つ目、公共交通網形成計画について、この2つをテーマに挙げさせていただきました。

まず、スポーツ振興についてですけれども、平成28年5月に本市はスポーツ健康づくり都市を宣言いたしました。それから2年ほどたつわけですけれども、大きな都市の目標としてこういう宣言という形で目標を定めたからには、これから先どういう形でこの宣言の内容を実行し、そしてそれに近づいていかれるのか、そのあたりを2年たった今の段階を少し検証して、これから先どういう形で持っていかれるのかということをお尋ねしたいと思っております。

それから、その中で幾つかお尋ねする中で、市内のスポーツ施設、総合体育館、立花の体育館、それから黒木にも体育館がありますけれども、随分もう時間がたっておりまして、そろそろ耐用年数を超えつつあるのではないかなと少し心配をしております。市が一つになってから体育・スポーツ施設のいろいろな意味での統廃合、それからもっと言えば、建てかえ

などの問題もそろそろ出てくる時期ではないかなと思って、この件について少し計画をお尋ねしたいと思っております。

それから、2年ほど前になりますけれども、県内で市町村対抗の駅伝大会が行われておりますけれども、2年前には八女市はたしか6位だったと思います。福岡県は60市町村ありますので、6位という成績は非常にいい成績で、誇るべきものだと思いますけれども、なかなかこの成果も含めて市民の方たちには周知されていないところがあります。その折に練習場に少し困ったというお声を市民の方から聞いておりましたので、その件についてもこれから先、計画があるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

それから、2点目です。これは6月定例会のときにも出させていただいた問題なんですけれども、その中で、1つだけどうしてももう一度しっかりとお尋ねしておきたいという部分がありましたので、きょう再び新たに出させていただきました。

日常生活圏づくりという言葉がよく出てきます。この日常生活圏というのはどういう意味で捉えたらいいのか、そのあたりを含めて、これから先の八女市のまちづくりに大きくかかわってくることはないかと思っておりますので、再度お尋ねしたいと思います。

あとは市長の答弁をお聞きした後に質問席のほうからお尋ねしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、スポーツ振興についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に公共交通網形成計画についてに答弁をいたします。

公共交通網形成計画について、旧市町村のエリアに基づいた日常生活圏づくりを目指し、それに沿った交通網を形成していくのかという御質問でございます。

本市の公共交通網形成計画においては、地域内における公共交通空白地帯解消を目的として整備したふる里タクシーを基礎として、地域間の移動については路線バスによることを基本にしています。今後とも地域内の生活条件の変化には目を配りながら、市民の移動ニーズに即した公共交通施策を実施してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

6番小川栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

スポーツ振興について、スポーツ健康づくり都市宣言に掲げられている「市民ひとり1スポーツをめざす。」の具体的な施策はとのお尋ねでございます。

「市民ひとり1スポーツをめざす。」の具体的な施策につきましては、ふだん運動をしていない方々に対し、体を動かすことの楽しさ、大切さに気づき、運動を習慣化していただ

うと、平成28年度から毎年チャレンジデー事業に取り組んでおります。

また、気軽に参加できる適度な運動として、生活習慣病の予防にも効果がある市民グラウンドゴルフ大会を今年度も開催いたします。さらには、しょうがいのある方を初めとして、誰もが参加できるスポーツ体験イベントのアダプテッド・パラスポーツ交流会を開催する予定でございます。

次に、市内の体育・スポーツ施設の利用状況はとのお尋ねでございます。

市内の体育・スポーツ施設39カ所における最近3カ年度の延べ利用者数は、平成27年度が約43万5,000人、平成28年度が約43万6,000人、昨年度が約40万6,000人となっております。

次に、施設の統廃合・建てかえの計画はとのお尋ねでございます。

本市には39の体育施設がございますが、多くの施設で建てかえ、または大規模改修を行う時期が到来しております。しかしながら、大規模改修を行う是非、施設の選定や改修の順序、改修規模等の判断に大変苦慮しており、体育施設の統廃合や集約、拡充等を含めた整備方針を早急に策定する必要があります。

本年度は将来の体育施設のあるべき姿を調査研究する八女市体育施設等管理計画策定委員会を立ち上げ、八女市体育施設等管理計画を取りまとめることとしています。

次に、陸上競技練習場の設置規模が市民より出ているが、今後の計画はとのお尋ねでございます。

八女市体育施設等管理計画の策定に当たっては、施設の廃止や類似・近距離施設の統合等が重点的に議論されますが、これら施設の統廃合に伴って残される施設の拡充や更新の議論も必要となります。また、本市が現在保有していない施設で、市民のニーズがあり、今後整備が必要と判断される場合は新たな施設の建設も考えられます。

陸上競技に関する施設につきましては、八女市体育施設等管理計画策定委員会において検討を行っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（小川栄一君）

御答弁の中にありますように、平成28年度からチャレンジデー、それからグラウンドゴルフなどを企画されて、多くの方が参加されている。ことしのチャレンジデーは勝利したと聞いておりますし、かなりの数の方が参加されて、非常に効果を上げていると思います。

頑張っていらっしゃると思いますが、この都市宣言の中で掲げられた、市民ひとり1スポーツというのは非常に大きな目標だと思います。これはすぐにできる話ではありませんので、それこそ健康づくりとともに、これから5年、10年、20年かかって少しずつ積み上げていくような計画だと思いますけれども、平成28年に都市宣言をされて、ことしで約2年ですね。いよいよこれから目標を具体的に定められて進んでいく時期に来たのではないかと思います。

ておりますけれども、先ほど言いましたように、市民ひとり1スポーツという考え方の基礎になるのはどういうものかをお知らせください。

スポーツといっても非常に幅が広いから、一般的に考えているスポーツとは違うのかなど思っております。最近、ニュースポーツ、軽スポーツとか言われるものもどんどん出てきていますし、それからオリンピックに向けてもいろんな新種目が出てきているような状態ですので、そのあたりでスポーツ振興課として計画があればお聞かせください。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

スポーツ健康づくり都市宣言に掲げております「市民ひとり1スポーツをめざす。」でございますけれども、このスポーツにつきましては、当然スポーツ健康づくりの宣言でございますので、競技スポーツに限ったことでは全然ございません。競技スポーツでしたら場所も要りますし、個人競技も少のうございますので、健康づくりのために毎日習慣として実践していただく運動とか体操を含めた形で1スポーツということ考えておるところでございます。

この都市宣言につきましては、平成28年、平成29年、平成30年、3年目でございます、毎年この都市宣言を行った日から、関係課集まりまして実行委員会組織をつくって、それぞれ毎年何をやるかということを進捗、管理まで含めた形で関係課集まって事業の取り組み、今後も続けていこうということ考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

思っていच्छる1スポーツの意味がよくわかりましたので、それでは市民全員が一つのスポーツを目指す、その目指し方としてどういう方法をこれからとっていかれるのか、市民全員が何かの形でスポーツにかかわって、スポーツをもって、目的としては健康づくりということで今お話がありましたので、そういう中で市民をどういう形でスポーツにいざなっていられるのか、具体的な計画を教えてください。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

先ほど教育長答弁もございましたとおり、チャレンジデーでございますけれども、この事業は健康の習慣がつくには非常にいい事業じゃないかということで私たちは認識しております。ですから、これはイベントとして年1回ですけれども、多くの方に参加いただいて、実際参加いただいて、早朝ウォーキングしたら気持ちよかったとか、これやったら自分も続けられるんじゃないかということで、まずは参加をしていただいて、そして多くの方がそういう形で自分ができることを見つけていただいて、自分の生涯的にできるスポーツを一つ見つ

けていただければ非常にありがたいということで、チャレンジデーにつきましてはこの趣旨でございますので、毎年できる限り続けるような形で頑張っていきたいと思っております。

ことし、グラウンドゴルフ大会を開催しますけれども、このグラウンドゴルフ競技自体も、高齢社会になりますけれども、高齢の方もすぐに意欲があれば取り組める事業でございます。8ホールを2回ぐらい回れば、相当な運動量もございます。地域の親睦、融和、これで仲間づくり等も行われますので、ことしも実施するような形でしております。

先ほども言いましたとおり、市民ひとり1スポーツを実現するためには、まだこれでは足りないこともあると思っております。毎年、予算編成前には関係各課集まって、ほかの課と情報を共有しながら、さまざまな事業に今後検討していったから、スポーツ健康づくり都市宣言のイベント事業として開催をしていきたいと考えております。

○6番（小川栄一君）

積極的に進めていただきたいと思っております。

スポーツ施設の利用状況をお尋ねしましたところ、ここに延べで40万人、数字が出ておりますけれども、ちょっと比較の材料を私持ちませんので、どういう評価をすればいいのかわかりませんが、スポーツ振興課としてこの40万人という数字をどう評価されているのか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

3カ年の利用者実績でございます。確かに去年に比べると、ことしは大分減っております。しかしながら、利用料金を見ますと、平成27年、平成28年、平成29年、大体14,000千円でずっと変わらないような状況の数字でございます。考えますと、通常の利用者の方の増減はあっていないのかなという気はします。ただ、利用料金は変わらなくて、利用者が少なくなったということは、体育施設の減免規定がございまして、少年・少女スポーツ団体とかにつきましては無料ということで、料金がかからないようになっております。ですから、料金は変わらない以上、利用者が少なくなったということにつきましては、無料団体の大会等が少し減っておるのかなという気はいたします。ただ、この利用者の内訳は必ずしもスポーツ団体には限られませんで、グラウンドで消防団が訓練を1カ月間する、しないで2,000人という形で変わってきますし、地域のイベント等があればそれでまた相当な観客数とかに反映されますので、今回の実績を見る限り、ふだんスポーツをされている方については通常どおり利用がされているものと考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

これはあくまでも延べの利用数だから、例えば、私の知り合いなどはSOUTHクラブなどに入って、週に3回も4回も総合体育館に通っている方もいらっしゃるわけですから、そ

ういう方たちの数をここに反映すればこういう数字になると思いますが、先ほどの市民ひとり1スポーツという観点からすると、なかなか好きな方というか、スポーツをやっている方は、それこそ週に何回でもやられるけれども、しない人は全然しない、1年間に1回もやらないという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。だから、健康づくりということを頭に置いたときには、むしろそのあたりの掘り起こしといいますか、今までスポーツに触れたことのない人たちを引っ張り出すという言い方はちょっと大げさかもしれないけれども、そういう方たちに向けてのいろんな形の事業がこれから必要になってくるんじゃないかと思うんですね。そのあたりの計画があれば教えていただけますか。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

今後の市民を巻き込んだスポーツイベントにつきましては、具体的に何があるということはまだ私のほうも、課のほうでもこれ何かということはまだ把握しておりません。ただ、これは市全体的に取り組むべきだと思います。昨年度、健康ポイント事業等も始めました。体育館のほうでもさまざまなイベントもありますし、地域で行われるスポーツ大会等もポイント事業も交付されるようになっております。ですから、事業も今から関係課集まって、先ほど言いましたように、有効な手段を検討していきたいと思っておりますけれども、せっかく来られたら、そういう形で健康ポイント等のメリットもつけ加えて、大きく事業参加者を巻き込んでいこうということで考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

スポーツと健康づくり、部署としては2つに分かれるような形になりますので、そのあたりもぜひ考慮していただいて、今、課長がおっしゃったように、健康ポイントなどもスポーツ振興課としてどう活用するか、そのあたりもぜひ計画の中に入れていただいて進んでいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、きょうお尋ねする中の一番のポイントなんですけれども、御答弁の中に体育施設が市内に39あると。この数字はびっくりしたんですけれども、39あって、先ほどもちょっとお話をしましたが、総合体育館、それから立花の体育館、黒木の体育館など大きな体育館がありますけれども、こういう大きな施設がなかなか時間を経て改修が必要なのか、例えば建てかえとか、いろんな形の時期を迎えてきていると思っております。この辺を含めて、これからせっかくスポーツ健康づくり都市宣言をされたわけですから、この宣言に基づいて進んでいかれるからには、当然施設もそれに見合ったものが必要だと思います。これから先の計画があればお尋ねをいたします。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えをいたします。

議員から今おっしゃっていただきました体育施設の問題につきましては、本当に今危惧をしているところでございます。現在、体育施設の延べ人数につきましては40万人程度でございますけれども、その内訳、それぞれ39の体育施設の中身を見ていきますと、昨年よりも利用者が増となっているところは数件でございまして、特にグラウンド等につきましては、昨年度は利用者数が少なくなっておりまして、利用減ということになっております。スポーツを広げようということにつきましては、必ず活動する場が必要になってくるのは当然でございます。しかしながら、老朽化等もございますので、今後、どういう形で市民に健康意識をつくりながら、施策を実施しながら、体育施設の管理を行っていくかにつきましては、今年度、教育委員会内に検討会、組織をつくり上げまして、今年度に整備計画、方針をつくっていきたいと考えております。

○6番（小川栄一君）

御答弁の中にある八女市体育施設等管理計画、それから策定委員会、今この委員会の計画ということなんでしょうけれども、もう少し具体的にどういう方たちがお集まりになって、どういう方向で計画を練り上げていかれるのか、そのあたり、今の段階でわかる範囲で結構ですけれども、教えていただきたいと思いますが。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お尋ねの体育施設等管理計画策定委員会の件でございますけれども、一応この策定委員会につきましては要綱を定めております。このメンバーにつきましては、一応18人以内の委員で議論を進めていこうということで定めておりまして、実際もうことしの会議は第2回目が終わりました、第3回目を迎えようとしております。その中のメンバーでございますけれども、学識経験者、それとスポーツ団体の代表、それと利用者の代表の方、大体半分近くが市民の方がメンバーとなっております、あとは関係課の部長、それと各支所長がメンバーということで、2回目を終わりました、今月末に第3回目の議論を行っていこうということで考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

もう策定委員会が始まっているということですので、3回目ぐらいでしょうけれども、どういってお話が出ているのか、もしよければその議題を教えていただければと思います。方向性が見えてくるのではないかなと思っております。

○スポーツ振興課長（池田孝治君）

お答えいたします。

前回は、まず施設を見ていただくということで施設を案内しております。この進め方でございますけれども、まずうちで把握している利用量とか施設の利用状況を踏まえまして、劣化とか、そういう形で施設の現況調査をまず話し合っていたいただきたいと思います。それと

は別に、うちのほうが業者に長寿化診断業務ということで発注しております。その発注の中身が施設の劣化度調査、どういうところが悪いのか、改修が可能か不可能か、改修すれば幾らぐらいかかるのか、そのような情報を委託契約の中で検査結果を策定委員会のほうに持っていきまして、その中でハード的な諸問題を含めた形で、今後の人口の推移とか地域の情勢とか、トータル的な形で策定委員会のほうで一定の方向をつくっていかうということで考えているところでございます。

○6番（小川栄一君）

ぜひ期待をいたします。

それで、2年ほど前からですけども、先ほどお話をしました駅伝のチームが県の大会で60市町村の中で6位になったということで、非常にびっくりしたし、誇らしくも思ったんですけども、その折に練習をされている方たちの中から、練習場がなかなか市内では確保できなかったと。実際どこでやっていたかという、筑後にある県営公園、それとあとは久留米の陸上競技場などを使って練習しておったと聞いております。当然駅伝で年代別でチームを組んでいらっしゃるわけですけども、学生だとなかなか動きが1人だけでは難しく、全員がそろって練習するのに苦労したという話を聞いていますし、その中でぜひ八女市内にも陸上競技の練習場ができないだろうかとお話をいただいたことがあります。実際、市内の陸上競技の団体、それから走ろう会などから要望書を一度お出ししているとは思いますが、そのときは出された方の御希望もあって、宮野公園がどうだろうかというお話があっておりましたので、都市計画課のほうに御相談をした経緯があります。その折は、なかなか公園法の問題とか、いろんな年代の方が集まっていらっしゃる公園の中で、練習のために相当のスピードが出ますので危ないということもあって、なかなかそこは大変だろうという話も聞いておまして、それはそれで私も理解しておりますけれども、それも含めて公園などの設置もこれから当然必要になってくるでしょうけれども、公園、それから陸上競技場の練習場とか体育施設なども含めたところで、何か全体の計画なりあればぜひ教えていただけませんか。都市計画課のほうで、その経緯も少しお話しいただければ助かりますが。

○都市計画課長（原 寿之君）

お答えいたします。

まずは経緯をお答えさせていただきます。確かに要望書を宮野公園の周回路、俗に言います園内道路といいますか、園路ですね、そういうところの全天候型の舗装による整備と照明灯の設置等の要望がございました。その中で、都市計画のほうとしましても、今の宮野公園の現状につきまして、いろいろと県と協議をしたわけですけども、この宮野公園につきましては、小さい子どもの御家族から高齢者の方々、多くの市民の方に現在利用いただい

る状況でございます。その中で、維持管理等につきましても、地域のボランティアの方々、市民の皆様に維持管理を、花壇の清掃とか草刈り等の業務も行っていただいている状況で、今ほどよい環境づくりができています。先ほどお話がありましたとおり、都市公園の施設の整備につきましては、一定の整備基準がございます。その整備基準をクリアしないと、なかなか整備のほうができないということと、また事業費の予算的なものも必要となってまいります。それと、一般のお客様といいますか、利用の市民の方々との調整がなかなか厳しいものがあるかと考えております。そういったことを考えますと、宮野公園内の事業、要望には現段階では考えにくいと思っております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

今のお話は理解するところですので、そういうことであれば、なおさら新たにといいますか、計画を持って、もちろん今すぐということはなかなか大変だろうと思えますけれども、将来を見たところで、市の中にそういう施設をつくっていくことは非常に大きな、そして大切な課題になるんじゃないかなと思っております。都市宣言ということで内外にスポーツで健康づくりをやりますよと宣言をしたところですので、ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思います。

そこで、当然体育施設などもこれから老朽化しているところで建てかえとかという話が出てくるんですけども、一つ、前々から気になっていたのが、体育館のオフィシャルと云う方をするのか、公的といいますか、基準があって、これだけの基準を持っていないと公式な競技ができない。例えば、県大会にしても、競技によってコートの方の広さはもちろんでしょうけれども、あと天井の高さとか、いろんな形で制約があって、誘致をしてもなかなかそういう大会を持っていくことができないということも聞いたことがあります。そういう中で、当然市民のスポーツの意識を高めることも大事ですけども、例えば、県大会を八女市に持ってくるということも一つの方法だろうと思えますから、そういう中で施設のことも考えていただいて、もしいろんな予算の面があるのであれば、この競技だけは絶対八女でやってもらいたいんだということでもいいので、何か将来にわたって計画的にやっていただきたいなと思っておりますが、市長も含めてそのあたりもし将来のスポーツ都市、計画なり夢があればぜひお聞かせください。

○市長（三田村統之君）

私どもも、先ほどから担当課長から御説明いただきましたように、体育施設等管理計画策定委員会を設置して、今後の八女市のスポーツの振興に向けて、あるいはまた、子どもたちの教育にどうスポーツを生かしていくのか、こういうことも含めて、教育上の問題も兼ねてやっているところでございまして、私としてはできるだけ早い機会にこの方向性を、八女市

のスポーツ施設の方向性を、あり方の方向性を、結論を出していきたいと思っております。

最後のほうに御指摘をいただいた総合体育館の件ですが、これは議員おっしゃるように、規定外の、基準外の施設ばかりでございまして、いわゆる県が定めている基準に該当しないもんですから、ただ、該当するのは弓道場だけ、だから、毎年、弓道の大会だけは八女市でやらせていただいているということで、非常に弓道の皆さんには喜んでいただいている、しかし、それ以外のスポーツ団体の皆さん方には、議員おっしゃるように、御不満を持ってある方もいらっしゃると思います。

ただ、宮野公園の話も出ました。宮野公園は逆に難しい問題もあるんですが、別に新たな計画を今、私の念頭にございまして、これを何とか実現できればという考え方を持っております。これはまだ私自身の考えの段階でございますのでお話しすることはできませんけれども、これは少しお許しをいただきたいと思っております。

それから、スポーツ施設の検討をこれからしていただくわけですが、何せ利用者数が減少している施設がかなりありまして、維持管理の問題、それから耐久力、耐震を含めて耐久力があとどれだけあるのか、例えば、この施設はもうあと10年だと、10年後に改修できるのか、解体して廃止をするのか、それよりも今何か使う方法はないのか、いろんな角度から検討していかなきゃならないと思っておりますので、議員の御意見なども聞かせていただきながら、今後、いい方向で進めていきたいと思っております。

特に私は、これは余談になって申しわけありませんが、最近、少年少女が全国大会に福岡県代表で出るケースが非常に多くなりました。これは非常にありがたいことで、スポーツ振興基金というのを、市民ゴルフ大会を開催して協賛金でこの基金を積んで、それを全国大会に行く子どもたちに助成をしている。それがもう実は底をつくような状況になるくらいに、子どもたちのスポーツに対する技能が非常に向上してきていると。これは本当に楽しいことだと思っておりますし、これからも教育委員会、あるいはまた社会教育、施設の面は我々十分財政的な問題も含めて検討していかなきゃいかんと思っております。

いずれにしても、将来に向けた重要な課題であるということには間違いございませんので、御指摘のように、十分これから検討していきたいと思っております。

○6番（小川栄一君）

市長の構想、楽しみにしております。

スポーツ立国という言葉があるぐらいですので、一つの国をスポーツで成り立たせるというところもあるぐらいですので、せっかく都市宣言をしたわけですから、八女市も少年少女、成績の優秀な子たちが出てきているというお話もありましたので、ぜひそういう方向も一つのまちづくりの目標としては非常にいいんだろうなと思っております。ぜひそういう方向で頑張ってくださいと思います。

それで、1つだけなんですけど、39施設が今あると。統廃合は当然やらなきゃいけないんですけども、やはりそういう体育館に通える人はもちろんいいんですけど、通えない——通えないと言うと、ちょっと語弊がありますけれども、すぐ近くで競技スポーツではなくて、健康のために、先ほどおっしゃっていたような体操とかグラウンドゴルフなどをやる、そういう施設もぜひある程度の地域には残していただいて、高齢者もそれなりのスポーツが楽しめるような形で進んでいただければなと思いますので、その点はぜひお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。この点はこれで終わります。

次に、交通網計画の件なんですけれども、前回6月にお尋ねして、またきょうもということで、ちょっとしつこいかもしれませんが、どうしても1つだけ気になって仕方がありませんでしたので、1件だけ質問に上げさせていただきました。

前回お尋ねをした中で、日常生活圏という言葉が盛んに使われましたよね。一つのエリアを日常生活圏として規定したいと。その中で動きをふる里タクシーで自由に動けるようにしたいと。ということであれば、前回もお話ししましたが、日常生活圏をどのあたりのレベルでお考えになっていらっしゃるのか。現在もどうしてもそのエリアから離れなければ達成できないいろんな用事とかありますので、そのあたりとの関係も含めて、これから先のまちづくりに非常に重要なポイントだと私は思いますので、もう一度だけしっかりと日常生活圏、今考えていらっしゃる日常生活圏、どういうものを目指していらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

日常生活圏ということで、さまざまな定義、解釈があると思いますけれども、今回御質問の公共交通網形成計画の中から言葉を拾って御説明させていただくと、やはり外出目的といたしまして、通勤、通学、それと買い物、病院、こういった日常的な御用が解消というか、日常的な範囲ということで、一つの説明はできると思います。

それと、そのレベルの話でございますが、これは前回の御答弁の中でも申し上げさせていただきましたように、やはり市民の皆さんに安心して安全に暮らしていただけるためには、なるべく多く自分の用といったものが近くで済む、そういった条件づくりをつくるのが肝要であると考えておりますけれども、やはり人口の減少でございますとか、そういった一つの流れもございまして、日々生活の病院でありますとか買い物の商店でありますとか、そういったものは若干縮小しているところもございまして、現在、私たちがふる里タクシーでエリア内で保ちたいレベルということは、以前に比べてやや小さくなっていると、最低限に近いところで保てればと考えて、今現在の計画ではそういった状況でございます。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

計画をつくる中で、現状を何とかするという方向はもちろん大事です。現実に合わせて、要望に合わせていくということも一番大事なことですが、これから先のことを少し見据えたところで、例えば、5年先、10年先にこのエリアがどういう形になっているのかということも踏まえて、逆に、では、このエリアはこういう形に持っていきたいということも当然出てくるのではないかと思うんですね。今、図らずも答弁の中で、今のエリアの中は最低レベルに来ているとおっしゃいましたよね。だから、最低レベルと御自分で思っているようなエリアの中のことを、そこのレベルを上げていくべきなんだと思うんですね。だから、もしその中で用事が済まないようであれば当然隣のエリア、もっと隣のエリアに行くしかないわけですから、全体のまちづくりの中での大きな考え方の中で、もっと大きな話をすれば、八女市全体を見たときに、主要ないろんな施設はどこかの中心に集めてしまうんだと、そこに交通網をつくるという考え方と、今おっしゃっているように、一つ一つのエリアの中で完結できる、病院から仕事から学校まで含めてできるということであれば、逆にその中にいろんな形で商店が足りなくなるんだったら商店を新たにつくるとか、学校が必要になったら学校その他をつくるという方向が当然出てくるんだと思うんですけど、おっしゃっている方向と現実が少し離れているような気がするんですけど、その辺の見解をもう一度はっきり教えていただけませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

答弁の中で最低限という言葉の使い方なり解釈のお話でございますが、現状を私が評価いたしまして最低限と申し上げたつもりはございませんで、必要最少限度の生活に事足りる機能は維持したいと、これからも維持していきたい、維持することが市民生活の安全・安心につながると、そういった趣旨で申し上げたものでございますので、よろしく願いいたします。

それと、次の点でございますけれども、今回は公共交通の範疇の中での御質問でございますので、その立場から私、答弁に立たせていただいておりますが、なかなか御質問の点が少し他分野というか、もう少し階層の高いところの御質問のようにも思えて、なかなか明確な答えができませんが、例えば、私の手元に今持っておりますのは、平成29年度、平成30年3月分のふる里タクシーの乗降場所の月間ベスト40という、こういった資料を持っておりますけれども、ここには旧市町村別にそれぞれ御利用いただいている、乗りおりに使っている場所のリストでございますけれども、直近の事例を見ましても、やはりどの地域におきましても通院でありますとか通学といったところで相当数、御利用はいただいているようでございますので、この資料から判断する限りにおきましては、まだまだそれぞれの地域に

において生活機能は残っていると判断しているところでございます。

それと、私どもの一つ使命といたしましては、この広い、そして地形もさまざまな条件にある八女市のエリアにおいて、公共交通の空白地帯をなくしていきたいと。どなたでも公共交通の恩恵に預かれるようなまちづくりを続けていきたいということでございますので、しかも、ふる里タクシーを御利用いただいている一番大きな層が65歳以上の高齢者、そして車の運転ができない、女性の方が多くいらっしゃる、その御用についても通院でありますとか買い物といったところでございますので、専ら公共交通の立場から、そういった状況を拝見させていただくと、やはり現状対応といった考え方のほうが重くなっていると考えております。

以上でございます。

○6番（小川栄一君）

ありがとうございました。

一応きょうの御答弁で私のほうは整理させていただきます。

今おっしゃったように、交通網だけの話ではなかなかこれ以上は話が進まないと思いますので、別の形でテーマを設けて、改めて質問に立たせていただきたいと思いますので、きょうはここでとどめておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

6番小川栄一議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時56分 延会